

- 同(佐々木良作君紹介)(第四一四二号)
 - 同(山下榮二君紹介)(第四一四三号)
 - 同(吉川兼光君紹介)(第四一四四号)
 - 同(原健三郎君紹介)(第四一四五号)
 - 同(今澄勇君紹介)(第四二〇三号)
 - 同(金丸信君紹介)(第四二〇四号)
 - 同(田中武夫君紹介)(第四二〇五号)
- 衛生検査技師試験の地方自治体移譲反対に関する請願(中野四郎君紹介)(第四一五三三号)
- は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

雇用対策法案(内閣提出第一三六号)
労働関係の基本施策に関する件

○田中委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の雇用対策法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。澁谷直藏君。

○澁谷委員 私は、与党のトップバッターとして、雇用対策法案について総論的な質問を行いたいと思います。

いまさら雇用問題の重要性については多くを語る必要がないわけですが、第二次世界大戦後の世界の趨勢といたしまして、いずれの国においても完全雇用の達成ということが国の政策の一つの基本的な目標として掲げられておることは御承知のとおりであります。そしてもう一つの特徴としては、いわゆる福祉国家の実現、福祉社会の実現ということが全般的な政策目標として非常に強調されておるということでございますが、私はこういって福祉国家あるいは福祉社会というのがどうしても備えておらなければならぬ三つの条件があるというふうにかねてから考えておるのであります。その一つの最も重要な柱をなすものは、ただいま申し上げました完全雇用の実現という点であるかと私は考えております。第二

番目は、国民の生活水準が相当に高いことであろうかと思ひます。第三番目といたしましては、社会保障制度というものが充実しておるということ。つまり完全雇用、高い生活水準それから社会保障の充実と、この三つの柱が、いわゆる近代福祉国家というものが絶対的に備えておらなければならぬ三つの条件ではないかと私は考えておるのであります。そういう意味におきまして、現在わが国もいわゆる先進国の水準に近づきつつあり、その目標とするところは、いま申し上げたような意味における福祉国家の実現、福祉社会の実現ということを言われておるわけでありませう。かように考えてまいりますと、いわゆる福祉国家の中核として、完全雇用の達成ないし完全雇用の実現というものが政府の政策の中心に位置づけられていなければならないと私は考えるわけがあります。しかしながら、従来わが国においては雇用問題の重要性というものがそれほど高く認識されておらなかったらうらみがあります。大臣、私は十年前に労働省の失業対策部長をやっておりましたときに、時の松浦労働大臣をいたしまして、ただいま提案されましたような雇用を中心とした一つの政策法案を何とかして実現をしたいという点とで努力をした記憶があるのでございますが、政府の各省に袋だたきにあいまして、結局これはつぶされてしまったわけでありまして、それが約十年後の今日、政府提案という形において雇用対策法案が登場してきた、そこに私は大きな歴史と申しますか、時代の潮の流れの変化というものを非常に感じさせられるのでございます。そこで、十年前にあれだけの奮闘をしてもんで問題にされなかつたところといった雇用対策法案というふうなものがある今日といたしまして、当然大きな雇用、失業率の変化、わが国の社会、経済情勢の変化というものがあつたわけでございますが、そういう背景を正確に認識することによって、この雇用対策法がどういふ点をねらつておるか、またどういふ点に焦点を当ててこの法律を運用していかなければ

ばならないかということが私は浮き彫りになってくるのではないかと思ふのであります。そういう意味において、この雇用対策法案の提案されるに至りました背景というものを大臣との質疑を通じてひもとつ明かにしてみたい、かように考えます。

そこで最初にお伺ひしたい点は、御承知のように最近わが国の雇用情勢が大きく変わつてきておるといふことは言うまでもないのでございませうが、労働省におきましては、この雇用の長期的な展望に立つてどのような見通しを持つておられるか、またどのような点に問題点があるとお考えになつておられるか、これは詳細にいたしますとたいへん時間を食いますから、ごく主要なる特色あるいは特徴だけを取り上げて、簡潔にひとつお述べいただきたいと思います。

○小平國務大臣 先生が冒頭にお話しのとおり、近代国家としては、福祉国家をその目標として施策が行なわれなければならないということ、さらにはまたこの福祉国家を形成いたします条件として三つの条件をおおげになりましたが、私どももいたしましては、それと深く敬意を表する次第でございます。

そこで、今回雇用対策法案を御提案申し上げましたその背景あるいはそのねらい、こういう点についてのお尋ねでございますが、今回の雇用対策法案もこれまで福祉国家の形成、またその一つの条件である完全雇用への寄与、こういうことを大きなねらいといたしておる次第でございますが、これが背景といたしましては、すでに先生御承知のとおり、わが国の最近の雇用、失業の情勢等を見ます場合に、一昨年以來経済界の不況を背景としまして雇用の伸びは鈍化の傾向にあるわけでございます。しかし、もちろん就業全体としてはこの間相当の伸びをいたしておりますが、この全体としての伸びの中にありまして、第一次産業の關係におきましてはむしろ減少の傾向にあり、第二次あるいは第三次産業への就労というものが逐次増加をいたしております、こういう傾向からいいたしますならば、西欧諸国に見られます

ような進み方を大体いたしておる、かように認識をいたしております。また失業の面から申しますと、それはなほだしい失業の増加は傾向としては認められません。こういった現状でございますが、将来どうなるであろうかというのを考えますときに、ようやく景気のほうも回復のきざしを見せてまいりましたから、雇用関係等におきましても漸次情勢が緩和すると申しますか、改善の方向に向かうであろう、かように現時点においては想像ができるのであります。しかしながら一面、これまで先生御承知のとおり、わが国の人口の構成というものが非常に変化をいたしておりまして、中高年齢の者が生産年齢中に占める比率というふうなものが数年を出ずしてむしろ過半に達する、こういったようなことがすでに見通されるわけでございます。特に新しい労働力でありまして、ところの学校卒業生、若年労働者というものが、本年の春の学校卒業生をピークといたしまして漸次減少をいたす、しかも進学の傾向等からいまして、中学を出て現場の労働者になる、生産労働に参加する、こういうものが逐次というよりも、むしろ相当急激に今後減少をいたしていく、それに引きかえて高校さらには大学卒というものが、これは逆に相当増加していき、こういったような現象も見落とせないのでありまして、このままでもまいりますと国民経済の発展という点から考えましても、相当これは重視しなければならぬ問題ではなからうかと考えております。さらには、言うまでもなく、技術革新等を通じて産業構造の変化というふうなことも今後ますますに續いてありましよう、その間企業の合併等の事態も相対的に起こつてくるのではなからうか。したがって、すでに相当の年齢に達しておる者が、こういった経済界の動きに従つて従来の職を変えなければならぬというふうな者も相当出てくるのではなからうか。また先ほど来申しますように、中高年齢層というふうなものが相当多数を占める。これらの人が、したがってまた職を求め、転換する

というものがなかなかな容易でない、こういった事

向からいいたしますならば、西欧諸国に見られますような進み方を大体いたしておる、かように認識をいたしております。また失業の面から申しますと、それはなほだしい失業の増加は傾向としては認められません。こういった現状でございますが、将来どうなるであろうかというのを考えますときに、ようやく景気のほうも回復のきざしを見せてまいりましたから、雇用関係等におきましても漸次情勢が緩和すると申しますか、改善の方向に向かうであろう、かように現時点においては想像ができるのであります。しかしながら一面、これまで先生御承知のとおり、わが国の人口の構成というものが非常に変化をいたしておりまして、中高年齢の者が生産年齢中に占める比率というふうなものが数年を出ずしてむしろ過半に達する、こういったようなことがすでに見通されるわけでございます。特に新しい労働力でありまして、ところの学校卒業生、若年労働者というものが、本年の春の学校卒業生をピークといたしまして漸次減少をいたす、しかも進学の傾向等からいまして、中学を出て現場の労働者になる、生産労働に参加する、こういうものが逐次というよりも、むしろ相当急激に今後減少をいたしていく、それに引きかえて高校さらには大学卒というものが、これは逆に相当増加していき、こういったような現象も見落とせないのでありまして、このままでもまいりますと国民経済の発展という点から考えましても、相当これは重視しなければならぬ問題ではなからうかと考えております。さらには、言うまでもなく、技術革新等を通じて産業構造の変化というふうなことも今後ますますに續いてありましよう、その間企業の合併等の事態も相対的に起こつてくるのではなからうか。したがって、すでに相当の年齢に達しておる者が、こういった経済界の動きに従つて従来の職を変えなければならぬというふうな者も相当出てくるのではなからうか。また先ほど来申しますように、中高年齢層というふうなものが相当多数を占める。これらの人が、したがってまた職を求め、転換する

府原案を相当手直しをいたしまして、今回の法案が最終的にでき上がった次第でございます。

かようにいたしまして、二度にわたって審議会の御意見を十分に尊重して法案を作成したという点におきましては、雇用対策の重要性もさることながら、手続においても十分慎重を期したというふうに考えておる次第でございます。

○渋谷委員 再度にわたって雇用審議会の意見を聞いて、その意見によって政府原案を手直しをしてきた。当然、雇用審議会にあらわれておる意見というものは、労働者代表あるいは使用者代表がその中心的な役割りを果たしておるわけでございますから、つまり日本の労働者の意見あるいは雇用者の意見が雇用審議会を通じて集約されてあらわれてきておる。その意見を十分尊重して政府原案の手直しもやりました、こういう御説明でございますが、細部の点はいとして、特に審議会の第二次の審議の機会において、政府原案のこういう点はちょっといかにぬくのではないかとというような審議会の意見によって具体的に修正された事項があるはずでございますが、どういふ点でございますか、ひとつ端的にお示しをいただきたいと思

います。

○有馬政府委員 政府が再度諮問をいたしました雇用対策の大綱について、雇用審議会において最も問題になりました点は、労務の調達あるいは統制的なにおいがある、あるいはそういう誤解が生じやすいというふうな議論が、一番中心的な重要な議論であったと思ひます。こういう点につきましては、私どもの考え方が決して労務の統制あるいは単なる需給の調整といった面に力点があるのではなくて、やはり労働者の職業の安定と経済的地位の向上ということが主たるねらいであるということを強調いたしましたのでござい

ます。

それからもう一つの点は、この雇用対策を展開する場合には、やはり国の究極的政策目標でございます。完全雇用の達成という問題をもっと正面から取り上げる、こういうふうな積極的な御意見もございました。私どもは、国政全般の終局目標であり、完全雇用の達成と、先ほど先生が福祉国家の政策目標の第一の柱に指摘いたしました完全雇用の達成の目標をこの法律の第一の目的にも明記しようというふうな御意見がございましたので、これもあわせてこの第一条に明記をいたしましたわけでございます。

それから、さらにこの雇用主の社会的な責任という点について、どうも最初の原案は明確を欠くではないかというふうな御意見もございましたので、この点も第一条の目的条項の中に、第二項といたしまして明記をいたしました。そういう点で非常に大きな修正をいたしましたのでござい

ます。そのほか、われわれがこの雇用対策法に基づいて展開すべき国の施策の重要項目として六つほど列記しておいたものでございますが、最初の原案では不十分であるというふうなことで、一項目挿入をいたしました。この挿入をいたしました重要な点は第五号にござい

ますが、不安定な雇用状態の是正をはかる、そして雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実する、これがいわゆる雇用政策上の最も大きな問題であります。不完全就業状態の改善という問題でございます。これを正面から施策の重要な事項としてこの法律の中に明記すべし、こういう意見がござい

ます。はぜひそうしたいというふうなことで、最初の原案を修正をいたしました。最終的な政府原案を作成いたしましたわけでございます。そういった点で非常に大きな御意見、示唆を受けまして、私どもとしましては、この雇用対策法の策定に慎重を期した次第でござい

ます。

○渋谷委員 ただいまの御説明によって、雇用審議会を通じての労働者あるいは使用者側の意見を十分取り入れて原案を改善したというお話でございますが、私は率直にいた

たゞいまの説明のとおりだと考えておるものであります。確かに、私が当初拝見をした原案では、政策目標もどうもはっきりしない。それから、これは誤解すればというふうには私が見たのであります。労働統制とどういふ関係とある、そういう表現のあいまいな点も私にはあつたと思ひます。それから、たゞいま局長が指摘された日本の従来の雇用問題の八割ないし九割は不完全就業の問題なんですね。この大きな不完全就業の問題が、政府が行なう施策の対象からはずされてお

った。これはもちろんはずしたという意味ではないのであります。はっきりと明文で打ち出されておらなかつた。そういう点も今度は明文ではっきりしてきたということ、私は大きな前進だと思ひます。

そこで私はこの法律の第一条がこの雇用対策法の骨格をなしておるものでござい

ますから、この第一条について私の理解するところを率直に披露して、そういう理解でいかどうか、政府の御見解はどうであるか、これを確認しておきたい、そういう意味で私の理解するところを申し上げてみたいと思ひます。

第一条の第一項はこの法律の目的を書いておるわけでございますが、その中で「この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、これは手段であるわけですね。」労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これをを通じて、労働者の職業の安定と経済的地位の向上とを図るとともに、「この条文を見る

と、私は、労働者の職業の安定と経済的地位の向上をはかるのだ」ということがこの法律の直接目ざす目的である、かように理解していいのではないかと思ひます。労働者の職業の安定と社会的地位の向上をはかるという直接の目的を達成するとともに、それはやがて、国民経済全体の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資するのだ、こういうことだろうと思ひます。

先ほど、冒頭に申し上げましたように、近代福祉国家の施策の中心であるところの完全雇用の達成ということばは、はっきりと日本の法律で打ち出されたのはこれが初めてだろうと思ひます。そういう意味でもこの法律の持つ大きな先駆的な意義があると思ひます。私には高く評価するものでござい

ますが、以上のような私の理解を申し上げたのは、大臣、従来日本の雇用問題というものを考えた場合に、どうしても産業政策なり金融政策あるいは財政政策というものが優先をしていっておるわけですね。そしてそこに働く労働者の雇用という問題は産業政策なり財政金融政策に從属するといったような取り扱ひを受けてきたのが現在までの実態であります。しかし、これは決して喜ぶべき状態ではないのであつて、雇用の問題、そこに働く労働者の問題というものは、産業政策あるいは財政金融政策と並んで当然その占めるべき正当な位置づけというものを持たなくてはならぬ。そういう点において、従来雇用の場というものと与えられておった処遇は非常に低いものであつた。この状態から脱却して雇用問題が経済政策あるいは財政金融政策と同じ地位に並んで正当な発言をする場所を持たなくてはならぬ。それを今回の法律の第一条は、従来の経済政策あるいは財政金融政策に從属的な立場に置かれてお

業の情勢なりあるいは雇用の情勢、そういうものが非常に変わってきたことはもちろんでございますが、さらに政治の基本的姿勢と申しますか、そういう点から考えましても、私は人間それ自身が対象でありますところの雇用政策というものが他の政策の少なくとも従属的な立場に置かれるという事は間違っておるのじゃないか、そういう基本的な考え方から、考えようによりますとむしろ雇用政策という方が中心になってその他の政策が行なわれる、理想的にいえば、私はそこまで積極性を帯びてよろしいのじゃないか、こゝも思うのでございますが、しかし、なかなか一挙にそこまでというわけにも実はまいらぬ点もあろうと思ひます。そういう点で、今回の法案におきましては、先生が御指摘のとおり、少なくとも他の諸施策と同等の立場において、それらとまたお互いに相調和しながら、政府全体が雇用対策というものを真剣に取り上げて、総合的にこの施策をやつていこう、こういう姿勢を示そう、かような心組みでこの案をつくつたわけでございます。

具体的には、この雇用対策基本計画をつくる際におきましても、第四条の第三項において明文を掲げておりますように、この基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならぬという事を明文をもって規定いたしましたのであります。これらの点からして、今後は雇用対策というものが他の施策の従属的な立場というその立場を脱却して、他の施策とお互いに両々相まって施策が行なわれる、そのことを通じて労働者の地位の向上ということが期せられる、それをぜひやりたい、こういう心組みでございます。

○議員委員 大臣の非常に積極的な発言をお聞きいたしました。私は非常に喜んでおるものでございます。従来、日本の雇用問題というものは、非常に従属的な処遇を受けてまいつたわけでございますから、この法案が今国会において成立をした時は、ひとつ大臣、ただいま発言されたような意気込みをもって大いにがんばつていただきたいと思ひます。

思ひます。

そこで、第一条の第二項は、ただいまのような目的を持ったこの法律が、いかなる原則の上で運用されるかという原則の問題をここに明記しておるわけでございますが、私はこの第二項は非常に大きな意味を持つておると思ひます。つまり、この法律の運用にあつては、一方においては労働者が憲法で保障されておるべきところの職業選択の自由という原則、それから他面におきましては、事業主の雇用の管理についての自主性、労働者の自由と事業主の雇用の管理についての自主性という、これは自由主義の二大原則でございますが、この自由主義の二大原則の上に立って雇用対策法を運用するのだということが、この第二条において明らかにされておるわけであります。この第二項によつて、最初の原案において、ややもすると労働統制的なにおいがあるのではないかと誤解されがちでございました点は、これで完全に解消したのではないかと私は思ふのであります。そういう点でこの第二項の持つ意味は非常に大きい。それと同時に、ここで結論的に出てまいりますことは、ただいま申し上げたように、労働者の職業選択の自由、使用者の雇用の管理についての自主性というものを尊重して、しかも第一項に掲げたような目的を追求していかねばならぬのでございますから、その政府の施策をどうやうしていか、非常に私は困難があると思ふのでございます。これが、政府が権力を持って一方的に政府が目ざす方向に労働者も使用者も引っぱつていく、強権を持って引っぱつていくというなら、これはまた相当やりやすい面もあると思ふのでございますが、幸いなことに、この法律はそういうものではなくして、あくまでも自由主義の原則というものの上に立って、そういう方向に逐次進んでいくのだ、こういうことでございますから、その間にあって、政府がどのように施策を運営していくかということ、非常に困難な問題を包蔵しておると私は考へておるのであります。

そこで私は、もう一つこの問題と関連して御指

摘をしておきたいと思ふ点は、ただいま申し上げたように、政府が強権を持ってその目ざす方向に引っぱつていくことは不可能なのでござい

ますから、その他のいろいろな施策を総合的に講ずることによつて、逐次完全雇用の状態に接近していく、こういうことでございます。私は、その中心の役割りをなす問題は、労働市場の近代化という問題がその中心的な課題の一つであろうかと考へておるのであります。御承知のように、従来のわが国の労働市場というものは、一言でいへば、閉鎖的な労働市場であつたわけであります。近代的な労働市場とは正反對な閉鎖的な、鎖国時代のように閉鎖された労働市場であつたということが、従来のわが国の労働市場の一つの特色であつたと思へます。その閉鎖的な労働市場をささえておる支柱をなすものは、企業における終身雇用の原則、さらにこれらをはらなすところの年功序列型の賃金制度、こういうものでわが国の閉鎖的な労働市場というものはささえられてきておる。ところが最近の相次ぐ経済の成長によつて、先ほども触れましたように、あり余つておつた労働力自体が足らなくなつてきておる。しかも産業構造もほとんど近代的に変わつていく。そういう過程において、ここにはっきりと打ち出されておる問題は、従来のような終身雇用制、年功序列型賃金制度、そういうものにはささえられてきた閉鎖的な労働市場というものは、この時代の要請にもついてもいけない。つまり、従来の閉鎖的な労働市場から脱却して、近代的な労働市場というものを脱皮しなければならぬ。これが、ここに中心的な課題として登場してきておると私は思ふのでございます。

そういう課題を意識しながら、国は全般的な、総合的な施策をこれからやつていかねばならぬ。どういった点をやるかということが第三条の国の施策において、ここに一号から六号まで明らかにされております。これを見て直ちに気がつく点は、非常に広範な問題にこれはわたつておるといふことでございます。第一号は、私がただ

いま申し上げましたような職業安定機関を中心とした労働市場の近代化の方向を旨としておる号であらうかと思ひます。第二号は技能労働者の養成の問題、第三号は、四号における労働力の流動化の問題と関連して、その裏づけとしての住宅対策、第四号は、中心的なテーマの一つでございますが、労働力の流動化の問題、第五番目に、わが国の雇用の非常に大きな特徴であります不完全就業の問題、こういった非常に広範な各般の項目にわたつて政府は総合的な施策を進めていかねばならない、このように第三条は規定してあるわけであります。

そこで第一号についてお伺ひしたいと思ふことは、ただいま申し上げましたように、従来の閉鎖的な労働市場を近代化していくということが、この法律運用にあつて最も大きな、中心的な課題でございますが、私は、現在の労働省の職業安定機関が非常に精力的に、限られた人員と機構をもつてこの問題と取り組んで、非常な悪戦苦闘をやつておる、その実情をよく承知しておりますけれども、にもかかわらずなおかつ、ただいま最初から私がいろいろ申し上げたような日本の雇用の大転換、非常に困難な問題を包蔵しておるこれらの雇用政策全般と取り組んでいくには、現在の職業安定機関の機構、機能では、大臣、私はまだまだ不十分だと思ふのです。これは、その次の技能労働者の養成の問題についても同じことを私これから御質問をいたしますが、まずその第一号において、この職業安定機関の機能の拡充強化について私は相当思い切つた刷新強化策を実行する必要があると考へておるのでございますが、これについて大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○小平国務大臣 この法案の目ざすもろの施策を実施する上において、現在の職業安定機構なり、またその機能なりを一そう拡充する必要がありますが、この点も全く御同感でございます。本法案の目ざすところを実施に移すということはなかなか容易なことではない、私もさう考へておるの

でありまして、何と申ししても、またこの施策を行なうにわば最も重要な機関、あるいは前提ともなるべき機関というものがその一つはこの職業安定機関でございますから、この職業安定機関の充実ということにつきましてはもちろん今後一そう努力をいたしたい、かように考えます。しこうして、従来、先生の御指摘のような労働市場の状況でございますが、今後は労働者の職種あるいは能力ということを中心にした職業紹介ということに紹介の機能それ自体も逐次転換をいたしていく必要が当然起きてくる、それに即応した、また紹介に従事する職員の指導、訓練というふうなことも自体もこれもまた当然必要になってくるのであり、かように私も考えております。その方向において最善の努力をいたす所存でございます。

○濫谷委員 この問題もいろいろと論議をすれば非常に多くの問題、項目を持っておるわけでございますが、時間がございませぬから、ひとつ大臣、今後大にがんばっていただきたい。御希望申し上げて次に移ることにいたします。

この第四条の雇用対策基本計画の策定というこの項目が、この法律の一つの大きな柱であることはもう言うまでもございませぬ。国の総合的な全般の政策と十分調和しながら、しかもそこに固有な雇用の場というものを確保した、そういう基本計画を打ち立てるといふことがこの法律のねらいであるわけでありまして、でありますから、この雇用対策基本計画の策定というものがより一層、この法律のねらいであるわけでありまして、この法律の成果が大きいかどうかというところにこの法律の成果が大きいかかかっている、私はかように考えるものでございませぬ。

つ御説明をいただきたいと思ひます。
○有馬政府委員 この対策法案の一番大きな眼目になりましますのは、御指摘のような第四条の雇用対策基本計画の策定ということでございます。こういう仕組みを通じて、先ほど大臣が申し上げました雇用政策の地位の向上といひますか、雇用問題を国政の中において重視するという仕組みはこの中に仕組まれておるわけでございますが、この計画の策定にあたりましては、四条に主要なことが書いてございませぬように、私どもの基本的な考えといたしましては、経済政策に関する諸計画との調和をまず第一に考えております。それから第二には、特別の配慮事項といたしまして、中小企業の問題、それから特定の職種の問題、こういうことを特に配慮するように考えております。それから関係各省の意見を十分聞くという点ももちろんでございますが、特にこの法案の策定にあたりまして、地方の都道府県知事の意見を聞くというたてまえにいたしております。もちろん府県の側におきましては、需要と供給とそれの立場を異にするわけでございますが、これらをそれぞれに立場の知事の意見を聞いて、なおかつ全国的な総合的な立場において調整をして計画を策定する、こういうことに相なっておるのでございませぬが、その中身としましては、もちろんこの二項に書いてありますように、雇用の将来の動向を十分見きわめた上に立って、雇用対策の基本となるべき事項をこの計画の中に盛り込んでいこう、こういうことでございます。この政策の基本となるべき事項は、先ほど御指摘のありました三条の「国の施策」といふところに具体的な事項が列記してございませぬ。

動向いかんによって具体的な施策の内容が広範囲に広がって行く仕組みにいたしておるのでございませぬ。ただ、最初の原案等で誤解されました点では、この計画があたかも雇用の数量的な需給計画であるというふうな誤解が生じたのでございませぬが、私どもはあくまで数量的な需給計画ではなくて、雇用の将来の動向に基づいて必要な施策を総合的に計画の中に盛り込んでいく、政策の基本になる計画である、こういう考え方で、動向について非常に大ざっぱな数量的な見通しは樹立したいと思ひますが、数量的な需給計画それ自体が目的ではない、かように考えてこの基本計画の策定をいたしてまいりたいと思っております。

○濫谷委員 経済企画庁、来ておりますか。——ここで私は企画庁がやっておられる長期経済計画との関連について、少し注文を申し上げたいと思っております。これは労働大臣に申し上げておきたいと思ひますが、従来企画庁でやっておられた長期経済計画、私もかつてその立案に関係をしておったこともございませぬが、先ほど来申し上げておられるように、雇用の問題というものはあらかじめ一つの経済計画を積み上げて、その数字に合うようになり、全く数量的につつまを合わせるというふうなやり方で行って来られておられるのが長期経済計画でございます。いままでは、何といたしても労働力が過剰であった時代は、ある程度どうしてもやはりそうなるような態勢であったわけでございます。それから、これは遺憾ではございませぬけれども、ある程度やむを得なかつたと思ひます。ところが今回はその情勢が全く変わってきておる。労働力の問題を抜きにして長期の経済計画をかりに立てたといひましたとしても、それは労働力の面からくずれていくわけでありませぬ。でありますから、従来のような雇用なり労働問題に対する安易な考え方から立てて長期経済計画を立てることは、これはもうできない、許されぬ、そういう時代に入ってきておる、かように私は考えるのでございませぬ。そういう点で企画庁が中心になって立てられる政府全般の長期経済計画と、この法律によって立てられる雇用対策基本計画というものは、この三号に書いてございませぬように、これはもう完全に調和したものでなければならぬ。調和したものでなければならぬといふことは当然であります。特に、私大臣に御希望申し上げておきたい点は、経済政策に従属するものであつてはならぬといふことである。いままでは従属するような処遇であつても何とかごまかしてこれたのでございませぬが、ただいま申し上げたように、そういう時代ではなくなつてきておる。場合によっては、労働力の面から、雇用の問題の立場から、長期経済計画というものを、むしろその面を中心にして立てなくてはならぬ、そういう時期も私はそう遠くはないのじやないかと思ひます。そういう意味で、この雇用対策基本計画の樹立という問題は、今後の日本の経済全体の運営の一つの大きな柱になっていくわけでありませぬ。でありますから、ひとつそういうたような配慮を持ってこの基本計画の策定に当たつてもらいたい。繰り返して執拗にお願いを申し上げて恐縮でございます。経済企画庁の長期経済計画との関連は、ひとつ労働大臣が中心になって、従来のような従属した、場合によっては隷属したような状態の長期経済計画であつては断じてならぬといふことを大臣に強く私、要望申し上げておきたいと思ひます。

それからいろいろと質問したい点、これは山ほどあるわけでございますが、滝井さんのように十時間くらい必要なわけでございますが、とうてい時間がございませぬから、次に第四章の技能労働者の確保の問題についてお伺いしたいと思ひます。

私は冒頭に指摘をいたしましたように、現在、これから将来にわたつて、日本の雇用問題の一つの中心的な問題は技能労働力の不足の問題である。これに一体どう対処するかということが非常に大きな問題でございます。労働省も一生懸命努力はしておりますけれども、私の見るところで

は、まだまだでともその程度の努力では間に合わないというふうには見ておる。

そこで職業訓練局長にお伺いいたしますが、あなたのほうの調査では、現在、技能労働力は一体どの程度不足しておるのか、それをまずお伺いしましょう。

○和田(勝)政府委員 私どものほうにおきましては、毎年二月に技能労働者の不足状況調査をいたしますが、四十一年二月のものはまだ結果が出ておりませんので、たいへん恐縮であります。四十年二月について引用させていただきますと、百七十九万九千、約百八十八万人技能労働者が不足しておる、不足率は約二二%、こういうことでございます。

○滋谷委員 百八十八万人現に、大臣、不足しておるわけですね。

そこで、一休今後の、たとえば五年なり十年という将来を考えた場合に、局長、百八十八万人不足しておるといふ状態はどういう推移をたどっていきますか、その見通し等がおありになれば教えてください。

○和田(勝)政府委員 三十六年からたていま申し上げました調査を継続いたしております。三十六年から今日まで常に百万人以上、四十年は百八十八万人という数字でございます。この推移は今後におきましても経済の成長と技術革新の伸展ということから考えますと、ふえることはあっても減ることがないというふうな状況であろう、見通しとしてはそういうふうな考えられるわけでありませぬ。しかも題頭でございますのは、従来は技能労働者は主として中学卒業生、一部高校卒業生によって新規には充足をされてきたのであります。が、今後におきましては、先生が先ほどから御質問の中にお触れになっておられますと、進学率の向上と人口の若年の減少というふうなことがございまして、非常に憂うべき状態が今後続くのではないか、かように考えるわけでございます。そういうのに対処いたしましては、私どももいたしましては職業訓練によって充足すべきも

の、学校教育によって補うべきもの、その他いろいろなものを含めていたしまして、この不足に對する対応策を講じなければならぬと思っております。中央職業訓練審議会においてただいまこれらの問題について総合的な御審議をいただいております。また、文部省の中央教育審議会におきましても、後期中等教育という問題としてこの職業教育の問題についても御検討をいただいております。このようなことでございまして、これらの結論を拝見しながら十分いま申し上げましたような事態に對処するような措置を今後講じてまいりたいと考えております。

○滋谷委員 現在においてすでに百八十八万人程度の技能労働者が不足しておる、しかも今後の産業界がいわゆる近代化、高度化の方向に進むにつれて、技能労働者の不足は、ふえることがあつても減ることはないだろうという見通しだ、こういうお話でございます。これは大臣、ゆゆしき問題だと思つておる。何といつても、経済が、産業がどうか、いろいろいってこれを実現に動かしていくのは人間なんです。しかもその中心になるのは技能労働者です。その産業運営の最も中心になつて働く技能労働者が百八十八万人も足りない。しかも毎年毎年の不足しておる数字はふえていくだろう、こういう見通しをはっきり認めておるわけですよ。そういう見通しの上に立つて、一体政府はこれにどう対処しようと思つておるのか。私は与党の立場ではございませぬけれども、この問題に對処する労働省をはじめ政府全般の姿勢というものは、私はどうも真剣が足りないと思つておる。私は近いうちに将来にこの技能労働力の問題が日本経済発展の大きなネックになる時代が必ず来る。これはたゞいまから私、はつきりと指摘しておきたいと思つておる。したがつて、この問題は、大臣、ひとつほんとうに真剣に、長期的な展望に立つて、この技能労働者の不足をどう解消していくかという問題と、ひとつ真剣に取り組んでいただきたいと思います。しかも、人間の養成でございませぬ。

から、これはもう短期栽培はできないわけですよ。できません。これはやっぱり人間であり、その技能というものを身につけていくわけでございます。一人の技能労働者を育てるだけでも、最低やばり三年とか五年とかという長期の期間がかかるわけでございます。しかも百八十八万、二百万人の技能労働者というものを訓練し、育成していくというふうなことは、これはまさに国家的な大事業でなければならぬ。したがつて、私はまず第一に、政府全般がひとつこの問題と、従来のような――どうしても私は、従来の政府の態度というものは少しのんびり過ぎておる、そういうふうなことはなしに、これはほんとうに真剣に取り組んでいただきたいということが第一点。それから、特にこれは技能労働者の養成ということになりますと、文部省と並んで労働省が何となく、職業訓練局でも、従来から相当一生懸命施設の拡充なり充実に努力しておられます。しかし、ただいま私が指摘しておるように、とうていこの程度では足りません。私は来年度以降、労働省としてはこのような不足の状態というものを、これははつきり出しておるわけですから、それに対応して、こういうふうな対策でこれを逐次解消していきのたという準備がなければならぬと思つておる。労働省として技能労働力を今後こういうふうな育成していきのた、その内容はこのように充実を、拡大をしていきのたという一つの計画というものがあると思つておる。ひとつそれを

お聞かせいただきたいと思つておる。

○小平国務大臣 技能労働者の養成ということが非常に重要な問題であり、わが国の産業の発展という点から考えましても、これはもう不可欠の重要事項であると思つておる。これはもう先生御指摘のとおりでございます。実は私も就任直後からこの間の事情を承知いたしましたので、とうていこの問題は捨ておけない、また、最も重点を置いてやらなければならぬ問題である、かように考へまして、

及ばずながら努力をいたしてまいつたのでございます。そこで、まず基本的な事項として、私は従来の工場等の現場で働かれる生産技能者というものは、大体中学卒という方を対象にして考へてまいつたと思つておる。私は今後は単に中学出だけ考へていくというのでは間違ひではないか、高校卒の者も当然これは現場で生産に従事するのだ、こういう職業意識と申しますか、そういう考へ方というものを、もう学校教育のうちからしてやらなければ困りますし、労働省で担当しておる訓練という点から考へましても、範囲も対象者も当然そこに拡充してやることが至当である。かように私は考へております。さらに、もういたしましては、世の中一般がやはり技能というものの重要性あるいは必要性というものを、もっとも認識をいたし、それに対する経済的なあるいは社会的な評価というものも、従来のようなことであつてはいけなないのであつて、これを十分高めていく、世の中全般がそういう空気に今後なつていくことを労働省としては当然助長をいたしていき。ひとりこれは労働省ばかりでなく、政府のあらゆる施策の面においても、あるいは民間のものもその団体、その他の指導的立場にある人も、今後そういう考へで進んでもらふ、こういうことをぜひ助成、助長していき、こういう心がまえで今後臨みたいものだ、かように決意をいたしておる。でございます。

さらに具体的な養成の機関、施設等につきましても、もちろん現状をもつて十分なわけではないのであります。さしあたり四十一年度について、一般訓練所がたしか十カ所だと思つておる。総合訓練所が五カ所ですか、これは幸い労働省の要求どおり予算をお認めいただいたわけでありませぬ。もちろんこれはこれだけで足りるわけではございません。そういうことで、今後この施設あるいは訓練のしかた等についても十分再検討をいたし、最も効率的にやらなければならぬ、かように

に考えております。たとえば訓練の一つの方法として、通信教育等による訓練ということもとり入れてまいる、あるいは現に職場に働いている者についても、これを必ずしも三年五年といった、そういう長期のものでなくとも、もっと短期のいわゆる講座式と申しますか、そういうことによってもある程度の必要性を満たすことができるであらう、そういう方面への訓練のやり方の拡充、こういうことも当然考えなければならぬと思ひます。いずれにいたしましても、従来のこの訓練のやり方自体についてもこの真剣に再検討を加え、施設の拡充と相まって、この技能労働者の不足というものを漸次、解消までにはむずかしいかわかりませんが、ともかく最大限の努力を払う、その方向で少なくとも努力をする、こういうことが当面われわれに課せられた任務であらう、かように考えておるわけでございます。

○濫谷委員 局長から、この労働者不足に対処して今後どういう育成計画でやっていくかということとを答弁を求めたわけでありますけれども、どうせも答弁をしていただいても満足するようなものがあるはずはないのでありますから、答弁はもうけっこうです。

それで私は大臣に、特にこの席上でお願いしておきたい点は、繰り返して恐縮でございますが、この技能労働者の育成の問題は、これはほんとうに日本の産業、経済全般の一つの中心的な課題であるというひとつ強い認識を持っていただきたいと思ふ。それと、したがって、これだけの大きな課題にこたえるためには、とうてい一労働省の手では負えないということですね。もちろんその中心的な推進の役割は果たしてもらわなければなりませんけれども、これはもう全政府的な体制でこの問題と取り組まなくてはならぬと私は考へるのでございます。そういう点で学校教育を一体どういうふうにするか、この問題と調整をしていくかという大きな問題がございます。しかしこの問題も、これは触れ出しますと、限りなく問題は展開するわけでございますから、本日は、この問題にはこれ

以上触れませんが。

ただ、一つお願いしておきたい点は、これは訓練局長も聞いてもらいたいのだが、文部省でやる学校教育、労働省でやる職業訓練機関による育成、これも大いに拡充していかねばならぬと思ひますけれども、これには、大臣、御承知のように限度があるわけですね。これは非常に金を食う仕事でございますから、限られた国家予算でそんなに学校とか、あるいは訓練所というものがべらぼうに拡大するということは実際問題として不可能なんです。そこで私は、ここで特に取り上げていただきたい点は、民間の企業による技能者の養成という問題をもっと、と大きく政府が取り上げるべきだと思ひます。一般の住宅政策も同様なことがいわれると思はれるのでございますが、国が財政資金をもって建てる住宅の建設というものは限られておるわけですよ。結局、国民全体の力によって住宅というものを建設していかなくてはならぬ。それと同様なことが、私はこの技能労働者の訓練、育成という問題にもいえるのではないかと。一番必要とするものは民間の企業なのでございませうから、一番必要とする民間の企業が自分の企業で必要とする技能者を育成し、養成をしていく、これが一番自然なわけでございます。それを一体どう国が助成をし、援助をしていくかというところが、実は行政なり政治の問題だと思ふのです。

その点の努力がどうも私の見るところでは足らぬ。大企業は、もう御承知のように、いろいろ自分の立場でやっておりますけれども、一番困るのは中小企業です。これはまあ労働力全般の問題で、中小企業はもうほんとにこれは困り抜いておる。でありますから、あとで時間があれば中小企業に対する労働力の充足という問題は、一体どう取り扱っていくのか、これはひとつお聞きしたい点でございますけれども、特に困るのは技能労働者です。訓練所とかあるいは学校で技能者を育成して育っていく、一人前になって出たときはみんな大企業に行ってしまう。中小企業は幾らほしくても来てくれない、この問題を一体どうするかと

いうことですね。私は、だいぶ前から機会あるごとにこの点を私は強調しておるわけですね。でありますから、労働省にも、毎年予算の編成のときに繰り返し繰り返し、私はばかの一つ覚えみたいにこのことを強く言っておるのですが、中小企業が共同でやる技能者養成施設というものに對して、もっとも国は大幅な援助をしなければいけませんよ。税制の面において、あるいは国庫の補助金の面において思い切ったことを労働省は出すべきだと思ひます。それが、毎年予算要求を見ると、どうもへびり腰で、私の目から見ると、とうていその問題の重要性を認識した予算要求だと私には思われぬ。大蔵省が認めるか認めないかは別として、労働省の立場においてはこれだけの助成が必要だ、こういう要請を、その予算要求を出すべきだと思ひます。これは毎年やっているからこれ以上申しませんが、ひとつ和田局長、冗談じゃない、本気になって来年度の予算要求は、大蔵省が認めるか認めないかは別として、労働省としてはどうしてもこれだけ必要です、こういう予算要求を出してください、これは強く要望しておきたいと思ひます。この問題も触れると、だいぶ時間がたつてきましたので、次にこれまた非常に大きな今後のわが国の雇用問題中最も困難であり、しかも最も中心的な課題の一つでございます。中高年齢層の雇用の促進について質問をいたしたいと思ひます。

日本の従来の終身雇用というふうな原則でさええられた閉鎖的な労働市場においては、終身その会社で働くつもりでとめたところが、途中で会社があいが悪くなつてやめざるを得ない、あるいは途中で病気のためにその会社をやめざるを得ない、いろいろな事情によって離職する場合があります。いわけでありませう。ところが一たん中年、あるいは高年になればなおさらであります。中年になってその会社をやめてしまつてもうなかなか雇ってくれない、これが日本の非常に大きな問題だと思ふのです。しかも、先ほど申し上げたように、新規卒の供給源というものはだんだん減つてく

る。そうなりますと、どうしても自然の勢いとして今後日本の産業界というものは中高年齢層と女子の労働力をいかに活用していくかということに真剣に考えなくてはならぬ、もうそういう時代に入ってきているわけですね。これについて労働省、真剣にひとつ知恵を絞つてもらいたいと思へるわけでありませう、今回の法律によりまして、この中高年齢層の雇用の促進という問題についても明文をもって大きく前進していくわけでございますから、その点、私はまことにけっこうだと思ひますが、雇用率等を定めておきます第十九条で、事業主に雇用されている労働者のうちに中高年齢者、身体障害者も含めておるが、特に私のお聞きしたい点は、中高年齢者が占める割合が一定率以上になるように必要な施策を講ずる、こうなっておりますね。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕
これはどうなのですか、雇用率を設定して、その定められた雇用率までは中高年齢者を雇う義務を課するのでございませうか、これはどういう構造でございませう。

○有馬政府委員 中高年の雇用促進のために雇用率設定の制度をこの対策法で設けておるわけでございますが、これは雇用率を設定いたしましたも、あくまで努力目標ということで、強制的な義務を課するつもりは現在のところないのでございませう。しかも身体障害者の雇用促進法で定められております場合と違ひまして、適職について雇用率を設定する、こういうことで、その点も身体障害者の場合と相当違つておるのでございませうが、この程度の雇用率制度を設けて中高年の雇用の促進に役立てていきたい、かようなねらいでございませう。

○濫谷委員 この法律案の第一条の第二項において、職業選択の自由と使用者の雇用管理の自主性を尊重していくのだ、こういうたてまえでございませうから、この中高年齢者について雇用率を強制していくということはできないわけでありませう。努力目標だという説明、これはやむを得ないと思

うのですが、そこで私はこれが努力目標であればあるほど労働省として今後ぜひひとつやっていたらいいと思う点は、問題はやっぱり民間の受け入れ態勢ですよ。民間が一体この中高年齢者をどういうふうな受け入れていくかというところにこの問題の解決がかかっていると思うのです。先ほども申し上げたように、従来の日本の産業界というのは、とにかく若い学校を出たての若年労働力というものにあまりにも依存し過ぎておる。いままではそれで何とかやってこられたからそれでもよかったです。ところが、数字の示すところによりまして、そういったようなやり方ではもうやっていけなくなってきたわけですね。これははっきりしている。これはどうしても勢い中高年齢層の労働力というところにも比重がかかってこざるを得ない。これははっきりしておるわけですね。でありますから、私は労働省がそういうような事態をひとつ十分に産業界に説明をして、産業界の心がまえ、雇用体制というものを切りかえてもらわなくてはならない。そういう大運動をひとつ労働省が音頭をとって展開すべきだと思います。そういう時期に来ておると思うのでございますが、労働大臣の御所見はいかがでございますか。

○小平国務大臣 中高年齢者の雇用の問題、これはまことにこれまた重大な問題でございます。今日における、あるいは将来における労働者の年齢構成等から推定いたしましたも、先生御指摘のとおり今後は中高年齢者をいかに有効に活用していくかという問題が、婦人の労働力と並んで極めて重要な問題であると思っております。したがって、民間におかれましては従来のような考えで若年労働者が足らぬということだけかかっておられるも、これは問題の解決にはならぬわけでありまして、政府としてももちろん民間が中高年齢者を受け入れやすいように、各般にわたったの助成措置というものを当然考えなければなりません。まずもって民間自体のやほり心がまえ、考え方のものを改めてもらわなければならぬと思いま

す。先生も御承知のとおり、すでに民間団体からなっております中央雇用対策協議会等においてもこの問題を真剣に御討議いたしまして、その場でも一応雇用率というふうなものあるいは職種の設定というふうなもの必要性は認めておられるように私も承知をいたしておりますので、これらの団体を中心とわが国の雇用情勢というものはかく法案においても、事業主のほうにも、あるいは職を求められる方面にも十分活用してもらおう、そうするのだということが明記してあるわけでございますから、これらと相並んで民間の啓蒙とでも申しますか、そういう点にも今後十分力をいたしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○滋谷委員 ぜびひとつこれは大臣の御発言のような方向で大々的に推進をしていただきたいと思っております。時間がなくなりましたので、もう二つばかり質問をして私の質問を終わりたいと思っておりますが職業転換給付制度というものが今回の雇用対策法の大きな柱として打ち立てられたわけでございます。私はこれはこれは大きな前進だと思っております。先ほど来繰り返して申し上げておるよう従来非近代的な労働市場を今後近代的な労働市場に脱皮させていかななくてはならぬ。その中心をなすものは言うまでもなく労働力の流動化の問題であります。この労働力の流動化を裏づける最も大きな柱がこの職業転換給付制度だと思っております。そういう意味でこの第五章の職業転換給付金制度の確立というものは、これはきわめて大きな意義を持つておる一大前進だと私は思っております。もちろんこの給付金の制度の内容の細部にわたっては、これはよくよくこれから足踏するわけでございますから、まだまだ不十分な点の多いことも十分承知しております。しかしとにかくここまで総合的に一本にまとめて職業転換給付金制度というものができ上がった、労働力流動化の大きな支柱がここにでき上がったということは、これは一大前進でございますから、ひとつ今後毎年時間をか

けてこの給付制度がますます充実をし、育ていくように努力をしていただきたい。希望を申し上げておきたいと思っております。最後に、私はこの離職の問題、出かせぎの問題についてひとつ御質問をいたしたいと思います。御承知のように、現在日本の農業というものは大きな革命的な転換期に入っていることは大臣御承知のとおり、したがって農業の就業状態というものもこれはほんとうに激変しつつあるわけですね。そういったような激変しつつある革命的な転換期に入っておる日本の農業の就業問題、離職問題について、私どもは政府は従来どうも思い切った対策を講じておらない。これは私は政府は怠慢だと思っております。でありますから、これはひびと農林省と労働省が緊密に連絡をとられて、どうしてもこれは産業経済の発展に際して日本の農業就業率というものは減っていくことは、これは自然の方向でございますから、これをとめるわけにはまいりません。そういった方向で農業の近代化というものが逐次実現されていくわけでありまして、ただこれは自然の方向だから農業就業率が減っていくのはあたりまえなんだ、だから国は手をこまねいて見ていけばいいのだということには私はならぬと思っております。自然の方向はそうでございますから、それから農業から離れていく離職者に対して、やはり政府はあたたかい対策の手を伸べなくてはならぬ。その点、私は従来の政府の対策は不十分だと考えております。たとえば炭鉱がああいう状態になって炭鉱から大量の離職者が出てこざるを得ない。それに対して国は御承知のように特別の措置法をつくって非常に手厚い離職者対策をやっておるというのには御承知のとおりであります。そういった一方において炭鉱離職者についてそれだけの手厚い措置をやっておられる政府が、革命的な大転換期に入っ

て苦しんでおる農業から離れていく人々に対して、ほとんどどうも目につくような対策というものを講じておられないことは、私は怠慢だと思っております。こまかいことをお伺いする時間がござい

ませんから、私は大臣にひとつ炭鉱離職者に対する政府がやっておられる措置、対策、そういうものとの対比、関連において離職者に対する就業対策というものをひとつ真剣に取り上げてやっていただきたい。そしてひとつ来年度の予算要求の際には農林省と連絡をとられた上で、何とかひとつまとまった対策を私どもの前に展開をしていただきたい。強く御要望を申し上げて私の質問を終わりますが、ただいまの点について大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○小平国務大臣 この点も先生御指摘のとおり私も全く同感でございます。従来農業離職者に対する政府の施策というものが、必ずしもこれは十分でなかった、かように私も考えております。農業離職者については大体一般の中高年齢者の離職者対策と、そういうことで扱ってまいりましたわけでありまして、このような歴史的な転換期に際しては、もっとこの問題を真剣にまた広範にひとつ取り上げる必要があると私も考えたのであります。そこで今後、先ほどお話のございました職業転換給付金等も、各般の施策とにらみ合わせながら今後新たにどういふ種類の給付金をつくるかという道も開けるわけでございますから、その点十分ひとつ検討をさせていただきます、もちろん農林省とも十分連絡をとりながら、先生の御指摘の方向において今後最大の努力をいたしてまいりたい、かように考える次第であります。

○滋谷委員 以上をもちつて終わります。

○竹内委員長代理 午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時十六分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 冒頭に委員長にお願いたしたと思うのですが、きょうは午前中から雇用対策法をめぐります審議が展開されましたし、なおまたそれらに関連して雇用問題について若干の質問をいたすわけでございますが、この質問につきましては、非常に状況が各般にわたっておりまして、それぞれ関係の局長について全員の出席を求めておるわけでございます。そこで、特に所管省でございます労働省の全局長に出席願っておりますかどうか、御点検をお願いしたいと思います。

○田中委員長 高橋婦人少年局長が出席をいたしております。本件に関しましては、委員長は午前中に初めて知ったことでございますが、外国へ所用のため出ているところでございますが、当委員会委員長にも実はこの旨通告がございませんで、午前中に労働省当局に対し嚴重に注意をしておきました。はなはだ遺憾に存しております。

○河野(正)委員 御案内のように、政府当局は雇用対策法については、すみやかに議了してほしいという強い要請がございまして、ところがこの雇用対策の問題は、それぞれ各局に関連する重大な問題だと思っております。そこで、実はきょう私も、小野田セメントの問題をめぐりましては有夫女子職員の問題、さらには三十歳以上の女子職員については解雇をするという基準の問題等がございまして、特にこの女子労働者の問題については当委員会においても力点を注いで御質問を申し上げたい、こういう念願でおたわけでございます。しかも局長は広い意味での国会の承認人事でございます。一人とは申し上げません。そういう政府委員たる局長が、国会審議を放棄して海外に出てまいるという事は、政府が口には雇用対策法の重要性を強調しながら、実質的にはそれらの問題について熱意を持っておられるかどうか、私は非常に疑わしい、こういうように感ずるわけでござい

ます。これについては委員長からも御注意がござ

いたしましたけれども、もちろんこれは委員会の問題でございますと同時に政府の問題でございます。そこで、このような国会審議、しかも大詰めのきわめて重要な段階において、政府委員が国会を無視して海外に出ていくということが妥当な行動であるかどうか。この点はひとつ大臣から率直な意見を聞かしていただきたい。

○小平国務大臣 婦人少年局長を欧州で開かれております婦人労働問題に関する会議に派遣したわけでございますが、これは先方から招待をちょうだいいたしましたので、私もせっかくの機会でもございましてから出席するようにということでこれを認めたわけでございます。その間、委員会のほうにも御了解を得べきであったわけでございまして、その点、手ばかりがございまして、はなはだ申しわけないと思っております。今後、十分注意をいたしたいと思います。

「委員長退席、竹内委員長代理着席」

この十三日に帰ってくる予定に相なっておりますので、どうぞひとつ今回のことはお許しをいたしたいと存じます。これは決して雇用対策法に対する熱意が不十分である、その証左だというわけではなと思います。私も私としては、雇用対策法はぜひ審議を進めたい、かように存じておるわけでございまして、これについては、私どもの手ばかりが結果的には、先生御指摘のようなふうにも解釈されるかもしれませんが、決してそういう関係ではないのでありまして、この点をあわせて御了承願いたいと思っております。

○河野(正)委員 自民党から、実は、きょうから雇用対策法の審議に入ってもらいたいと非常に強い要請があったわけでございまして、私は、一方においてはそういう強い要請をしながら、一方においては関係の重要な地位にある人が海外へ旅行中である、こういうことは道義的に許されぬと思うのです。しかもいま大臣から招待を受けておるからという話もございまして、国会議員の中にも、たくさん招待を受けておるけれども、国会審議ということでは旅行をはばかっておる向きも

非常に多いわけですね。わが党においても、毎年海外旅行の希望があつても、その重要性等十分勘案しながら許可しておる。ところがこの政府委員のほうには、審議の中ではなくてはならぬ人なので、これは議員とはおのずから趣が違ふと思うのです。そういう意味で、私はいまの政府の態度についてはまことに遺憾でございますけれども、了承するわけにまいりません。私はそういう事実を知っておるなら、きょうから雇用対策法の審議に入る必要はなかったと思うのです。その意味で、私はことは悪いけれども、自民党からベテンにかけられたような気持ちがいまして、これはもう過ぎたこととございまして、そういう気持ち私どもは強く持つものでございまして、そういう意味で、私は一方においては重要法案だと称し、国会ですみやかに議了することを要請しながら、一方においては重要な政府の役職員が日本の土地を離れておる、こういうふうな相矛盾した政府の態度については残念でございますけれども了承するわけにまいりません。しかしさればとて、こういう論議を繰り返しておつても始まりませんから、この点は特に委員長代理に強く要請をいたします。自今、こういう事態がないようにということ、これは当然の理でございますけれども、もしそのような事態が起こった場合には、嚴重に処置する、こういう方針というものが必要である。これは国会審議を尊重していくというたてまえからも当然そのような処置が行なわれることが適切だと考えます。ひとつこの際、委員長代理の明確な御所見を承りたい。

○竹内委員長代理 お答え申し上げますが、河野委員の御指摘の点、私もまことに同感のことであります。きわめて遺憾な事態と存じますので、当該の局長が旅行から帰りましたら嚴重注意あるものと、さように承知いたします。

○河野(正)委員 午前中、澁谷委員から雇用対策法に對する政府の所見なり、また澁谷委員の貴重な見解なりが申し述べられたわけでございまして、雇用対策法なるものにつきましても、各方

面でいろいろな意見が出てまいっておりますことは御承知のとおりでございます。私はやはり雇用と問題の条件としては雇用が安定をするということである、あるいはまた職業の安定が行なわれるということである、あるいはまた職業の安定が行なわれるべきものでなければならぬと考へておるわけでございまして、そういう意味で実はきょうは具体的な問題について若干触れてまいりたいと思

す。すでに御承知のように、今日まで衆議院、参議院両院でも問題の提起が行なわれました例の小野田セメントの指名解雇と申しますか、あるいは不当解雇と申しますか、この問題について若干触れてまいりたいと考へております。この問題は、いま私が指摘いたしましたような雇用対策法の中では雇用の安定あるいは職業の安定ということが主張されておるわけでございまして、そういうような政府の一方の見解を背景として、この小野田セメントのような事態が起こつてまいりましたことは私はまことに遺憾な事態である、要するに政府が意欲を持って雇用の安定させよう、あるいはまた職業の安定をはかっている、そういうふうな情勢の中に八百名に及ぶ解雇が行なわれておるといふことは、私はやはり政府の見解からいましてまいりませんが、これは非常に重大な問題であろうということは何びとも否定することのできない事実であるといふふうに考へるわけでござい

ます。そこで、具体的な問題につきましても、逐次お尋ねをいたしますけれども、たまたまきょうは雇用対策法の審議第一日目でもありますが、この意義深い日でございますから、そういう意味でそういう政府の見解を背景にして今日の小野田セメントの解雇問題をどういふふうにお考へになりますか、ひとつ率直に御意見をお聞かせいただきたい、かように思っています。

○小平国務大臣 小野田セメントにおいて希望退職を募り、なおかつ予定の人員に達しなかつたという関係から一部指名解雇を行なつた、こういう事実のありますことは私も承知をいたして

ほうだいの労務管理なり、かつてほうだいの労務政策というものに対して適切な指導を積極的に行なうべき、あるいは規制を行なうべきというところが、それはもちろん先ほど大臣がおっしゃっておるように労務管理の自主性という問題、それは侵すことはできぬでしょう。できぬでしょうけれども、そういった労務管理の自主性という問題があり、同時に、この社会においては職業選択の自由があるわけですから、その間の調整というものを適切に行なうべき、そういう一つの背景がなければ、私はやはり政府の雇用対策法について全面的な支持を行なうことはできない、あるいは全面的な信任を行なうことはできないというふうになつていくかと思うのです。ですから、この小野田セメントの例はそういう意味では、せつかつのいい例ですから、ここでひとつ大臣が適切な解決方法を行政指導の中で見出し、そういうことに、雇用対策法に對していろいろの異論があるわけですから、そういういろいろな問題というものはそこで扱つていく、こういう方針というものが必要ではなからうか、そういうことを強く感ずるわけでございますので、そういう点についての大臣の御見解を伺つてまいりたい、かように考えます。

○小平國務大臣 基本的に申しまして、先ほど申しましたとおり、使用者側の企業がかってなど申しますか、景気のいいときあるいは悪いとき、それぞれ無計画に採用したり解雇したり、それによつてだけ企業を維持していかうというふうな安易な考え方というものはどこまでもこれは許されるべきものではない。企業者の社会的な責任というものをもちと各人自覚をいたしていただくなければ困る、かように考へておるわけでございます。言つてこの雇用の管理の自主性と申しましても、これは決して企業がかって行なつてよろしいという意味ではなからうと私は思います。当然、企業者に課せられておる社会的責任というものを十分自覚した上での自主的な管理でなければならぬのでありまして、それが無計画に、ただ

そのとき次第で企業にプラスになればいいというだけの、そんな簡単なことだけで少なくとも今日の企業者の社会的責任というものを果たせるものとは私は考へておりません。また先ほど申しましたが、一部に考へておりました古い考へがまだ現存することも私は否定ができません。であるからこそ、今回の雇用対策法におきましても、さつき申しましたが、そういう無責任な雇用政策をやるような雇用対策、雇用管理ですか、これをやるような企業者に対しては、これは当然今後行政指導の上においても十分考慮していかなければなりませんし、また一般的にそういう考へ方は今日では許されないのである、いわば啓蒙と申しますかそういうことも今後あらゆる機会をとらえて十分考へてまいりたい、私はかように考へておるのであります。ただ、これも先生御承知のとおり、こういう問題に行政がどの程度関係を持つかということにつきましては、場合によりましてはどうか不当な介入だということにもなりかねませんし、その辺は私もとしては先ほど申し申しますような心組みでももちろん臨みますが、現実の問題に際して直接政府当局がこれにタッチするということにつきましては、あらゆる事情をよく調査した上で、世人も納得する、また法律的にもやはり妥当な一線というものが私にはあるだろうと思ふ。そういう点を見出しながら善処をいたしてまいりたい、かように考へておるわけであります。

○河野(正)委員 いま私は小野田の解雇問題について平面的に申し述べたのでございますけれども、しかし実際には単に考へて悪くなつた、景気が悪くなつたから首を切つたということにはどうも考へておらぬわけですね。それが非常に政治的に行なわれたというところに私は問題があると思ふのです。それには労働法上の問題もございませぬ。人権上の問題もございませぬ、そういうような立体的な条件の中で行なわれたというところに、私は小野田の問題の非常に大きな重要性があると思ふのです。

そこで、通産省が御出席でございますから、ここで一言お尋ねをいたしておきたいと思ふます。要はこの企業の運用の中でこれらの問題が起つてまいつておるわけですね。ところが、一つの経済の流れとして行なわれる合理化もあろうと思ふます。また一つには、なるほど合理化であるけれども、先ほど私が御指摘を申し上げましたように、経営陣、会社の首脳陣が放漫経営をやつて全う無為無策のために起つてきた会社の状態、そういう状態のために行なわれる企業整理というものもあると思ふます。ところが小野田の場合、巷間では経営陣の放漫経営、あるいはもちろん三白時代が過ぎて非常な斜陽時代に入つたわけですから、セメント工業自身が非常に苦しい状況にだんだんおちついてきたというところは、私は否定するものではございません。ですから、私は否定的な一つの流れとして起つてくる場合もございませぬ、もう一つには、経営陣が無能であり、無策であるというところのために、急速に企業整備をしなければならぬ、こういうふうな思ふわけでございませぬ、これは私どもの意見を申し上げておきますが、もし経営陣の無能無策によつてやらなければならぬということになりますと、私もそれはそれこそ考へてほうだいの首切りに上りしんじゅうがつくと思ふのです。ですからそういう意味で、せつかつ通産省に御出席願つておりますから、そういう経営上から見たこの問題に對しては御所見というものを、ひとつこの際承つておきたいと思ふます。

○吉光政府委員 いまの小野田セメントの経営上の問題でございませぬ、実はセメントにつきましても、私が申し上げるまでもないことと申しますけれども、一番大きなお得意さまは、何と申しましても設備投資であり、あるいは公共投資である、こういう状況に相なつておりました、先生先ほど三白時代と申されました三十四年から三十八年にかけては、生産それ自身が需要の伸びに即応いたしておるわけでございませぬけれども、生産の伸びが年率一三〇というふうな非常に大きな

伸びを示しておつたわけでございませぬ。その大きな伸びを示しておつた時代、これがいわゆる三白時代ということに相なるかと思ふわけでございませぬ。その後三十九年の下期から設備投資が沈滞をし始め、同時に公共投資の面でもそれほど大きな刺激というものが出てまいりませぬで、セメント全体が操業率が落ちるといふふうな状況に相なつたわけでございませぬ。小野田セメントの問題につきましても、まさに経営陣が自らに反省してしかるべきじゃないかというふうな点も考へられるわけでございませぬ、今日の苦況の時代に立ち至りました最大の原因と申しますか、これは結局、小野田セメント自身が三十四年から三十六年にかけての改良焼成法でございませぬ。これは設備を自身で近代化し、合理化するというところで、この採用に踏み切つたわけでございませぬけれども、それに要しましたところの金はほとんど借入金でまかなつておりました。その借入金に対する金利負担が非常に大きくなりました。それからそれを占めてまいりました。この新しい改良焼成法そのものがフル活動しないうちに、実は今回の不況に見舞われた、こういう状況であつたわけでございませぬ。したがういまして、経営上の損益計算等から見ましても、その時期からだんだんと苦しくなつてまいつておりました。経理上の関係から御説明申し上げますと、三十九年下期に約十四億の損益計算上の赤字になつておりました。それから四十年の上期で三十四億の赤字でございませぬ。さらに四十年の下期、この三月で締め切りました決算におきましては、同じく三十四億程度の赤字ということになつておりました、この三月末の累積赤字が約八十三億といふふうな非常に大きな額に達しておりました。もちろん三十九年の下期からは無配になつておりました。三十九年の下期から無配になりましたのは、小野田セメントは無配でございませぬけれども、その他のセメント会社につきましても——秩父、住友といふ何と申しますか、特殊

の立地条件にある、需要地を至近に控えたというセメント工場を除きまして、ほとんどすべて滅配ないし無配、セメント会社全体がそういう形の経営状況に相なっております。

○河野(正)委員 赤字が出てまいる場合も、さっきも私指摘いたしましたが出るとは、出るべくして出る赤字もございませぬ。それから経営上の無為無策によって、放漫経営と申しますか、そういう形によって赤字がだんだん上積みされるという状況もあると思ひます。要は出るべくして出てきた赤字であった。時と場合によっては赤字が出ることも、住民の福祉のために出る場合もあり得ると思ひます。問題は、その経営のやり方がございせんので、無策であつて出てきた場合の赤字というものは、これが非常に大きな問題であると私も思ひます。

そこで、いまいろいろ局長から赤字の累積した状況の御報告があつたわけですが、しかしその赤字の一端において、経営の無為無策によつて起こつてくる赤字があるとするならば、私は、その責めというものは経営陣が背負わなければならぬ責めであつて、その責めを労働者にしわ寄せするといふことは、これは適当な処置ではなからうと思ひます。ですから、単にそこに出てきた現象だけのごとを判断できないと思ひます。そういう意味では、若干あなたからも会社の経営陣の、何と申しますか、無為無策とまでおっしゃらなかつたけれども、当然責任があるといふようなことはおっしゃつておるわけですから、私はそれはさもありなんと思ひます。それがなければ、私、今日これだけの社会問題が起つてこなかつたと思ひます。出てくるべくして起つてきた赤字でございませぬならば、何もこれは小野田セメントだけに限つたことではないと思ひます。そういう場合、いままでも自民党政府の施策によつて救済されたケースというものは非常に多いわけですから、当然与党の皆さん方もいろいろそういう経営の改善については御努力を願はれたと思ひます。この小野田の問題が今日これだけ社会問題化

し、政治問題化しているゆえんのもの、いま申したように、なるほど赤字は出てきたけれども、その赤字の責任というものは経営者のほうにある。しかもその責任というものを労働者側に負わして指名解雇をする、こういうことをやるから今日この問題が社会問題化し、政治問題化しておるわけですから、その辺についてはなるほどそういうことだろうといふふうに御判断になりますか。この点いかがですか。

○吉光政府委員 先ほど労働大臣からもお答えがございましたように、まさに企業を持つ社会的責任というものは非常に重大であらうかと思ひます。そういう意味では、特に今回の小野田セメントの場合も、他のセメント会社以上に赤字が累積して、しかも最近の大きな赤字累積の原因が、関連会社への出資と申しますか、そういう面からまいてきておる面、何と申しますか、関連会社の成績不振と申しますか、そういうところからまいてきて親会社自身が受けておる赤字と申しますか、そういうものも多分にあるわけでございます。そういう点から考えました場合に、経営者自身の判断がはたしてどこまでの見通しのもとに行なわれておつたかといふ点につきまして、今日になつてみますと、あとを振り返つてみました場合に、そういう反省は当然されておるのじゃないだらうかといふふうに考えます。

度の小野田の解雇という問題が適当な処置である、まさか良識ある大臣でございませぬからそのようなことはおっしゃらぬと思ひますけれども、この問題は非常に深刻な事態に立ち至つておりますので、この問題の早期解決をはかつていくためにも、労働問題の最高責任者でございませぬ大臣の口から、この問題に対する処理のしかたがどういふことであるのかといふ点についての御見解を聞かしていただきたい。

○小平国務大臣 小野田セメントの経営内容について、ただいま通産省当局から説明があつたわけでございます。子会社等を相当設立して、そういうことに関する見通しが必ずしも妥当でなかつたように思われるという趣旨の答弁だつたかと思ひますが、そういう点で、経営者の経営上の方針が必ずしも妥当ではなかつたのであらうかという感じを抱くのでございませぬ。しかし、そうかと申しても、基本的に経済界の変動といふことのあつたことも、これも全然無視するわけにはもちろんいかぬと思ひます。いろいろそういうことを一般的に申しますか、この小野田の場合でも考えられるのでございませぬが、一体こういう解雇までせぬで、ほかにどうしても策がなかつたのかどうかといふような点は、よほど詳細に実情を承知いたしませんと、ここで私の口から、今回の解雇が適当であつたとか、不適当であつたとか軽々しく申し上げるのはいかがか、率直に私にそういう感じをいま抱いておるわけでございます。いづれにしても、一般的に申せば先ほど申しますとおりの考えを私は持っています。具体的にこの場合にどうだ、こう言われた場合に、私もそれほど詳しく事情を遺憾ながら存じませぬから、そこで具体的にこの問題が適当やむを得なかつたのか、あるいはどうでなく、もう少しほかに方法があつたのか、どうも適当とは言いかねる、あるいは不適当だ、どうも私が断言することは、ひとつこの際控えておきたい、私はそう思ひます。

か、その意義が喪失すると思ひます。なぜなら、いままでの企業の実態を見ても、都合が悪くなる解雇する。そうしてあとは国の離職対策に依存する。こういう風潮は強く流れておるわけですね。ですから、やはり雇用対策が実をあげていくというためには、一つには、当然出てくる離職者もおります。

「竹内委員長代理退席、職内委員長代理着席」
ですけれども、一方においては、いままのように経営上の放漫性あるいは経営の無為無策によつて、出てこぬでもよろしい失業者が出てくるという場合もある。ですから、出てきた失業者は何か何でも労働者が離職対策の中で吸収するといふ考え方は、雇用対策の実は完全にあげることができぬと思ひます。やはり出てきた離職者に対しては、政府があつたかゝり処置をされることは望ましかつても、同時に出てくるほうの雇用面についても、労働者が適切な行政指導をなさらなければならぬといふ一つの責任は私に思ひます。このできるだけ失業者を出さぬといふ行政指導、やむを得ず出てきた者については、国があつたかゝり処置を行なう、この両面が一体となつて初めて国の雇用対策といふものが全うされる、これが私は常識だと思ひます。そういう意味で、今度の小野田セメントの場合にも、その出てくる離職対策は別として、出てくべくして出てくる失業者であるのか、こういう意味で私は問題があると言ひます。そういうことを指摘しておるので、そういう意味では通産省のほうからも、これはいまま大臣が御指摘になつたように、企業の中で一つの経済の流れとして出てくる赤字もございませぬ。しかしながら、関連会社に対して出資をした、焦げついた、うまくいかぬ、そういう赤字を親会社である小野田セメントがかぶつておるといふことですね。あるいは合理化をやつたけれども合理化がその実をあげる前に会社の経営そのものが不振におちいつてしまつた。こういう一つ

○河野(正)委員 私は、いままのような大臣の答弁では、何のために雇用対策法をお出しになつた

う。そういう一切の責任を労働者がなぜ背負わなければならぬのか。平面的に申し上げておきますけれども、もちろんそれについては不当労働行為とかあるいは政治的に首切りをやるといふような背景もござります。それらはさておくにいたしましても、平面的に見てもいまのような措置が行なわれておるわけですから、そういうような解雇というものが適切な処置であるというふうには私はよもや大臣はお考えになっておらぬと思うけれども、しかし私どもはこういう事態が長く続くことは必ずしも好ましいことではございませんから、やはり早期に解決しなければならぬ、そういうふうな意味で大臣の率直な御意見を承っておりますわけでございますから、御所見がござりますならば率直にお聞かせをいただきたい、かように考えるわけです。

○小平国務大臣 特に労働省の立場から申しますならば、先生も御指摘のとおり職業の安定、就業の安定ということは最も尊重しなければならぬし、また最も希望するところでございますから、大体整理などということが行なわれないうちに企業が運営されるのが一番望ましいわけでありませう。そこでこの小野田セメントの場合において、も、こういう事態に立ち至るまでの間において解雇までもしなくても済むような経営自体の努力、またむしろこれは産業政策、通産省の所管でございますが、そういう面では何か策はなかったものであろうか、率直に申して私もこういう感じを持っています。持ちますが、先ほど申しますとおり、解雇という手段に出る以外にはたして方法がなかったのかどうかという点は、私もこれは不勉強とおしかりを受けるかもしれませんけれども、そこまでの勉強はできておりませんので、こういう結果になりましたことについて、これはどうもやむを得なかったのだ、あるいはこういうことをするのにはなほだけしからぬことで、ほかにこういう方法があったはずだとか、そこまで私がいまここで申し上げるだけの確信が実はありませんので、私は先ほど来申しておるような一般的のことを申

し上げておるわけでございます。しかしあくまでも先生のおっしゃるとおり、われわれとしては、もう人員整理などということは最後の最後の手段であって、企業者として軽々しくこういうことと踏み切るべきではない、こういう考えは私は十分堅持していきたい、当然ながらさように考えておるわけでございます。

○河野(正)委員 実はこの問題の提起は私が最初ではないのです。参議院でも予算の分科会その他でそれぞれ論議がされておりますし、それから衆議院におきましても、法務委員会等において論議をされてまいりました経緯があるわけですから、そこでは私ばかり重ねて取り上げておるわけではございません、その間たびたび論議された経緯があるわけですから、できれば大臣にもっと勉強していただいて、そうしてこの問題の解決のための示唆なり糸口をつくっていただくことを私どもは期待しておいたわけですから。しかし不勉強と言われればもう返すことばもないわけですから、私どもはあらためて提起をしておるわけですから、ひとつこの際新たな気持ちでこの問題に取り組んでもらうように、この点は特に要望いたしておきます。この首切りという問題は、大臣が今度内閣改造で留任されるかどうか知りませんが、大臣がおやめになってもやはり代議士なんですから、ところが小野田セメントを首切られた者はもう職員じゃないわけですから、だから佐藤総理じゃないけれども、サルは木から落ちてサルだけじゃなく、代議士は落選するともう代議士じゃないと同じことのように、労働者は首を切られますともう労働者じゃないわけですから。失業者です。しかもその間においてはいろいろな政治的な圧力なりあるいはまた労働法をゆがめるような方法によってやられてまいる首切りでございますから、そういう意味でこの問題は私どもはきわめて重大な問題だといふふうに関心を持ってまいっておるわけですから。そういう意味で、もう過去はいたし方ございませぬけれども、ひとつきょうを契機としてこの問題については十二分に取り組んでもらうように

要望いたしておきます。

そこで、いま申し上げますように一般論につきましてはなかなか黒白が出てまいりませんから、私は具体的な問題についてお伺い申し上げてこの全貌を明らかにいたしたい、かように考えます。まず第一にお尋ねを申し上げたいと思っておりますのは、今度小野田セメントの問題の中で起こってまいりました懲戒解雇の問題について御指摘を申し上げて、御見解をお伺いしてまいりたい、かように考えます。

御案内のように小野田セメント企業内の津久見の八月十六日懲戒解雇になったわけでございます。しかもその懲戒解雇の理由を見ても、大體二つの点に要約することができそうです。一つは、昨年の参議院選挙で文書違反を起した。その中には、文書違反を起したということでございますけれども、容疑が不十分のために不起訴になったものも含んでおります。そういうような全く理由にもならぬような理由をつけて懲戒解雇を行なっておる事実がござります。それからいま一つは、ストライキを行なったわけでございますけれども、その際に出荷阻止闘争を行なったわけでございます。ところがその出荷阻止闘争というものが行き過ぎだといふふうな理由をあげて懲戒解雇を行なっておるわけでございます。御承知のように最初の文書違反の問題にいたしまして、これは理由としては全く非常識の範囲でございます。それからまた出荷阻止闘争を行なったというところが行き過ぎだといふのでござりますけれども、これは明らかに民間産業でござりますから、労働法の中に認められた行為でござります。これは御承知のとおりでございます。こういうことでは懲戒解雇を行なわれるといふことでございませぬならば、もう何をか言わんや、労働法というものは労働者の権利を守るための法律でございませぬけれども、そういう労働法が何のためにあるかわからない、労働法の存在意義が全くなくなるといふことにも通じてくると思ひます。こういう二つ

の理由で懲戒解雇を行なっておるわけでありませぬけれども、こういう懲戒解雇というものがはたして適切な処置であるとお考えになりますのかどうか、それらの点についてひとつお答えを願ひたい。

○三治政府委員 いまお尋ねのいわゆる選挙違反の問題あるいは出荷阻止闘争ということを理由にして懲戒解雇が行なわれたということにつきましては先生御指摘のとおりでございます。これにつきましては昨年の九月十三日に大分地裁に対して組合側のほうで地位保全等の仮処分が申請されておりました、目下これが裁判所において審理中でござりますので、ここで労働省がいま直ちにこの懲戒解雇が不当だといふふうに見解を述べるとは、従来の慣例からいっても差し控えたいと思ひます。ただこういう懲戒解雇、ことに組合幹部に対する解雇というものについては、やるほうも慎重でなければならぬし、また組合幹部としても、こういう問題の起る前に、やはり会社側当局ともよく意思の疎通が常々はかられておることが必要で、そういうことがなかったのではないかと、いふふうにも考えられます。いづれにいたしましても、こういう問題が起るといふことは残念なことではございますが、目下これが裁判所に地位保全の仮処分の申請ということで審理中でござりますので、その不当につきましては意見を差し控えさせていただきますと思ひます。

○河野(正)委員 労働省はいつても、裁判中の場合は裁判中である、地労委に提訴中のものは地労委に提訴中であるので見解を差し控えたいということ、こういう案件について労働省の見解を承ったことはほとんどないわけでありませぬ。私はやはり労働法の適用が適切に行なわれておるかどうかということについては、当然労働省として見解を述べられる責任があると思ひます。労働省としては、労働法というものが適切に運用されるかされぬかということについて監督する義務があるわけですから、そういう意味で、この法律が適切に運用されているかどうかについての御見解を述べら

いう判断、それからそうではなくてやむを得ず大量整理をしなくちゃいかぬという場合に、何とか整理をする場合の手がかりとしての基準をつくらなければいかぬという場合と条件が違ふ、基準が違ひますので、こういった基準を一がい論ずるわけにはいかないのじゃないかということをお私に申し上げました。これは労働基準局長としての職責を越えた発言だと私は思いますので、はなはだ恐縮に存じますけれども、一般的に内容を評価する場合……。

○河野(正)委員 あなたはそういうことをおっしゃるけれども、第二組合には全然そういうことを適用しないで、第一組合だけに適用してはならないですか。私どもは、そういう背景があるからこそ言っておるわけだ。それにもかかわらず、あえてあなた方が言を左右にしている確な誠意ある答弁をなさらないならば、私は審議を続行するわけにまいりません。委員長、やめます。

○村上(茂)政府委員 いまの後半を継続させていただきたいと思うのですが、そのようないろいろな条件のもとにこういう労働条件——基準と申しますか、解雇なら解雇の基準を判断せざるを得ないと思うのです。その場合に、いま先生御指摘の第一組合と第二組合に対する適用の問題は、これはまたおのずから不当労働行為その他の問題に関連しますので、性質は別だろと思うのであります。ただ一般的にこの不時の異常と申しますか、不時のこういう大量整理の場合の基準としてきびしいかどうかという場合に、本質的にはこれは使用者のいわゆる解雇権の有無と関連することでありませうけれども、一応の基準をここに示したものであるというふうに考えられるわけでありませう。したがって、そのきびしいかどうかという常識的な判断と関連したことでありませうが、裏を返して申しますと、いわゆる解雇権の乱用にならぬかどうかといったような法律的评价がもう一つあるわけでありませう。したがって、私が御答弁申し上げたい気持ちは、一般的にきびしいかどうかという判断と法律的评价ということであ

りませうれば、いわゆる解雇権の乱用になるかどうかという問題とも関連するわけでありませう。私どもが申し上げます趣旨は、解雇権の乱用といったような角度からの判断をどうするかということにまで思いを及ぼしてお答えするつもりはなからば、この小野田セメントの解雇基準について私が懸々に申し上げることはかなりむづかしい面があるということをお率直に申し上げておるわけでありませう。先ほど来申し上げましたが、私どもは現地の監督署なり労働基準局から報告を受けております受け付けておりますが、先ほど申し上げましたように、裁判所で係属あるいは労働委員会で審理中の事案でありますから、それについて行政的に深く立ち入るといふことはいかかであるかという気持ちをお述べたわけでありませう。事柄は承知いたしております。しかし、いづれもこの常識的な判断の奥にありますが法律的评价の問題がござりますので、かかる具体的な案件につきましてこのような場所におきまして公の評価をすることは遠慮をさせていただきたいということをお申し上げた次第でありませう。御了承いただきたいと存じます。

○河野(正)委員 結論的に申し上げますが、了承できません。一つは労働省が非常にずいぶん部分的現象だけとらえてお答えになるというところ、こういうところから一つは私がお答えを申し上げます。それから、その基準なら基準について私が御指摘申し上げましたら、いまのようなお答えがござります。それから解雇になりませうと、第一組合、第二組合の關係になりませうと、それは不当労働行為の問題になりませうと、不当労働行為の問題として回避される。そうすると、不当労働行為について一体どうですかと言ふと、裁判で係争中ですから答えることができない。しかもあなたが一番最後におっしゃったことの中には、こういう席上では申し上げられないという——これは議事録を見てもおっしゃるのです。私どもはこういう席上でおっしゃるのです。私どもはこの席上でああなたが答えることがきわめて適切だと思ふ。あなたがこういう席上では言うことが

できないという意味はどうか。それこそ国会軽視もはなはだしいと思ふ。そういう事情でありますれば、私は余念の質問は一切留保いたします。答えは要りませう。

○村上(茂)政府委員 私が申し上げておるものは、法律的评价を求められませうと、ここでいろいろ申し上げるという場合もござります。ただ、法律的评价というよりもきびしいかどうかといった角度からの一つの感じを申し上げるということござります。ここで——ここで申し上げますが、そういうこと自体が私ども申し上げるのが適当であるかどうかという点について、いわば遠慮をさせていただくのが妥当ではなからるか、かように考えまして申し上げたような次第でございます。

○田中委員長 速記をとめて。
○河野(正)委員 留保します。
○田中委員長 ちよっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。
○小平国務大臣 先ほど来いろいろの点について御質疑がござりませう、先生の御満足いくような答弁もできません。はなはだ恐縮に存じておりますが、この点はいろいろ現在の法制のためまゝな点もござりませう、具体的な問題について事の上しあしをはっきり申し上げるというわけにもいかならぬと思ふ。この点は先生万承知と思ふから、ある程度は御了承いただけたらと思ひます。いまの解雇の基準の問題ですが、私は別段法律にも詳しくありませんからしろうと流の感じを率直に申し上げたいと思ふのですが、私は先生がお示しのこと、十二かある基準のうち二つ三つ先生がおあげになりましたが、これは常識的に考えれば確かにいふんシビアなものだと思ひます。ただ、問題は、これは私の推測でございますが、こういうものをきめる場合に、おそらく会社側としては、大体何人くらいひとつ解雇しようとか、実際問題としてはあらかじめ数のほうを先に予定しているのじゃないかと私は思ふのです。それらのものを解雇するには一体どんな条件を出

したならば大体その数の数に達するとか、先に条件を出しておいて帰納的に数がきまるといふのじゃなくて、おそらく数をまず予定して、それに該当する者はこんな条件、あんな条件、いろんな検討をした結果、こんな基準になったのじゃないか。たとえば、三カ年間に二回の無断欠勤というものは、常識的に考えればいふんシビアだと思ひます。しかし、それからそれを五回とすると十回とするとかとなりませうとかなかなか予定の人員に達せぬとかいうこと——これは私の推定ですから間違つておるかもしれませんが、実際問題としてはそういうことで、結果的には常識的に見れば非常にシビアな条件がそこに出てきた、こういうことじゃないかと思ふのであります。そうなりますと結局問題は、よしあしは別として、とにかく何人なり何十人なりあるいは何百人なり、それを解雇しようとしたこと自体がはたして適当なかどうか。これは経営の状態からおそれらぐりぎりぎり予定したものでしょうが、結局いまして、その該当者を選び出すためには、こういう条件がどうしても必要だ、こんなことになった結果が、常識的に見て非常にシビアになったんじゃないか、こういうふうには私は一応推測をいたすようなわけでございます。

○田中委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。
○河野(正)委員 たいだいま大臣から御見解の表明があったわけですが、私はやはり解雇する問題と、基準が常識の範囲の問題であるのかどうか、これは別問題だと思ふのです。ですから、それを区別していま大臣がお答えになったわけですが、私ども、そういうことなら私は了承することにやぶさかでない。

○委員長退席、職内委員長代理着席
会社側が首切ること、こういう解雇の条件というものが常識的に客観的に見てきびしいかどうかという問題は別問題です。これはいみじくもサン

したならば大体その数の数に達するとか、先に条件を出しておいて帰納的に数がきまるといふのじゃなくて、おそらく数をまず予定して、それに該当する者はこんな条件、あんな条件、いろんな検討をした結果、こんな基準になったのじゃないか。たとえば、三カ年間に二回の無断欠勤というものは、常識的に考えればいふんシビアだと思ひます。しかし、それからそれを五回とすると十回とするとかとなりませうとかなかなか予定の人員に達せぬとかいうこと——これは私の推定ですから間違つておるかもしれませんが、実際問題としてはそういうことで、結果的には常識的に見れば非常にシビアな条件がそこに出てきた、こういうことじゃないかと思ふのであります。そうなりますと結局問題は、よしあしは別として、とにかく何人なり何十人なりあるいは何百人なり、それを解雇しようとしたこと自体がはたして適当なかどうか。これは経営の状態からおそれらぐりぎりぎり予定したものでしょうが、結局いまして、その該当者を選び出すためには、こういう条件がどうしても必要だ、こんなことになった結果が、常識的に見て非常にシビアになったんじゃないか、こういうふうには私は一応推測をいたすようなわけでございます。

デー毎日が取り上げておるわけです。こういう気違いじみた、めちやくちやなきびしい解雇条件というものは、さき読み上げたように、記事の一節には、労働省の幹部、そこにすわっておる方があるいはうしろの方から知らぬけれども、これは特に常識を逸脱している、こういう覆面の談話まで出しているわけですから、いま大臣からお答え願ったように、その基準というのはいびど過ぎるという解雇基準についての御見解については、私も承りました。そこで、やはりそういう見解を述べられるについては、謙虚に述べたかからぬ、意味がなくなってしまうと論議したかからぬ、謙虚に述べるといふことは、私は思っています。そういう点は謙虚に述べるといふことは、私は思っています。大臣がさつきからおっしゃっているように、事実の把握というものは十分でないからそう考えるけれども、実際はどうだったかということについては、判断はなかなかむずかしいという見解は、これはまたそれで一つの理屈だと思っております。そういうような謙虚な取り上げ方をやっていたかぬことには委員会審議というものは私には意味がないと思っております。そういう意味で自後大臣に対してお尋ねを申し上げてまいりたい、かように思います。

今度の小野田セメントの解雇問題には三つの問題点があるというふうに私も理解をいたしております。そこでその一つ一つについて若干お尋ねを申し上げてまいりたいと思っております。

その一つは解雇の合理性についてであります。私どもの聞くところによりますと、今度の小野田セメントにおきます解雇は経営採算上の観点からの解雇である、こういうふうには、これはそれぞれわが党の現地調査団も言っておるわけですが、その現地調査団に対しても、現地の施設長からそういう見解が述べられておるわけです。八百名の解雇というものに対して、その八割方が希望退職を申し出ておるのです。そうしますと、これはなかなか百点満点というわけにはまいりません。ま

あ普通の一般の試験でも八十点取ればいいほうです。大体この小野田の場合は八割以上希望退職が出ているわけですから、一応の目的はまあまあ達したというふうな理解を持つのが私は至当だと思っております。それにもかかわらず津久見で六十八名、八幡で三名、計七十一名の指名解雇を行なっておるわけですから、経営採算上の理由から解雇したのだというところは、もうすでに八割以上希望退職の願い出をしておるといふような状況から見てもまいりませんと、あえてこの指名解雇をする必要があったのかどうか、八十点以上取っているわけですから、それにさらに追い打ちをかけるように指名解雇しなければならぬ状況だったのかどうか、そういうことを考えてまいりますと、私は、やはり今度の指名解雇というものは政治的な解雇であるというふうな判断も当然出てくる、こういうふうな御見解は、これらの方に御見解をお聞かせいただきたい。

○小平国務大臣 希望退職を募集いたしました結果、御指摘のように約八割程度は目的を達することになった、そういう状況であったことは私の手元にある資料でもはっきりいたしております。そこで問題は、あと二割程度なのであるから、あえて指名解雇までしなくてもよかつたのじやなからうか、こう思われることも、これはまず一つの常識的な判断だと私は思います。ただ、私のところまでおきます資料から申しますと、御指摘のありました津久見工場ですか、この関係では希望退職者が下回った、こういうことのごときでございます。この点を見ますと、これは私の推測なので、なほだ恐縮なんです、経営者の立場からいえば、各工場などのバランスでも申しますか、そういう点でもお考えにならうか、あえて指名解雇という手段をとったのもあろうか、これは私の推測でございます。こういう推測をするのもある程度常識的なことじやないかと私は思うので、いずれにしても役所のほうで直接そういう点まで調査が行き届いておらぬようでありませうか

ら、これは先ほども申すとおりのことです、こういう点もまたあわせてよく調査してみたいと思っております。

〔蔵内委員長代理退席、委員長着席〕
○河野(正)委員 そこでいま私は政治的な解雇ではないかというふうな点を申し上げたわけでございますが、それに対して大臣は大臣なりの御見解をおっしゃったわけですから、

そこで、私もどうも納得がいかなぬと思っております。この経営採算上、大臣は津久見は希望退職が予定を下回ったということで、均衡じやなからうかという想像についての御見解があったところ、もし経営採算上の観点から解雇するということになるならば、いまの均衡はちよつと差しおいて、経営採算上の観点からの解雇でございますならば、やはり賃金の高い者、高年者と申しますか、そういう者にやめてもらつたほうが経営採算上からは都合がいいわけですね。ところがこの津久見の六十八名、八幡の三名の解雇者の中身を検討してみますと、若い、活動家ともいわれる従業員が非常に多いわけですね。そうしますと、経営採算上からいいますと、若い人は賃金が低いわけですね。経営採算上から解雇したのだと会社は言っておるわけですが、どうもロジックが合わぬわけですね。採算上からいえば当然賃金の高い者をやめさせたほうがいい。ところが若い者をやめさせた。その若い者の中には活動家が多いというところから、私も解雇理由というものが、経営採算上からいっておるけれども、どうも納得するわけにいかぬ。しかもいまのような状況ですから、どうもこれは政治解雇だという感じを強く持たざるを得ぬわけですね。それからいまま申しましたように若い、賃金の低い人だけを切った。私に言わせるとそういう人々は活動家ですから、会社側は困るから切つたのだらうと思つておるわけですね。そういうことからいいますと、経営採算上という理由がくずれるわけですね。そういう点から私どもは、今度の解雇というものは政

治解雇ではないか、こういう指摘を申し上げておるわけですね。ですから大臣、やはりそういうふうにお感じになるわけじやないですか。ひとつ大臣の感じをお聞かせいただきたい。

○小平国務大臣 どうも実態をあまりよく知らずに感じを申し上げることはどうかと思うのですが、私のところにある資料なり、あるいは先生のお話なりを基礎としての私の感じでございますから、そこはひとつ御了解いただきたいと思つておる。

先生が御指摘のように、高年の賃金の高い者を解雇せずに、若い、比較的賃金の安い人、しかも組合活動家を解雇したのだ、こういうことになれば採算だけからとるとれない。確かに先生のお話からいえば私はそういう感じを受けます。ただ、その採算の問題は、これも全体としてどういう計画であったのか、つまり賃金総額でどのくらい節約をしたのか、こういう一つの計画はもちろんなあつたのだらうと思つておる、そういう点との関連がどうであつたのか、そういう点もよく聞いてみるというか調べてみなければわかりませんが、先生のお話だけからすれば採算に徹しての解雇というふうにも解しがたい点があると思つておる。

○河野(正)委員 整理をして質問を続けてまいりたいと思つておる。

そこで第二の問題点は、労組法のたてまえの問題でございます。御承知のように、十二月の二十三日、中労委は、希望退職者がだんだん出てきておられます現状から、希望退職の期限を延長して、そして指名解雇は行なわれないようにしたらどうか、こういうふうな案を提示したわけですね。ところが、組合側は了承したけれども、会社側が拒否をいたしておるわけですね。御承知のように中労委は労働大臣の所轄の委員会でございます。しかも、労働大臣が任命なさつた良識のある委員の方々がそれぞれ中労委に参加をされておるわけですね。そこから出たあつせん案を簡単に、にべもなくつけておる経営者の態度というものを、私は労働大臣もまさか好ましいものではない

うふうにはお考えにならぬと思う。ですが、一応この中労委のたてまえから労働大臣の御見解を承っておきたいと思ひます。

○小平園務大臣 中労委のあつせん案が組合側には受け入れられたが、使用者側ではこれを受け入れなかった、こういうことでございますが、ただしその間募集期間の延長は受け入れる、こういうことであつたようでありませう。で、先生のお話のございませうと、中労委のあつせん案といふのは、やはり労使ともにこれではできるだけ尊重する、こういう立場に立たなければ、せつかくの公平な第三者機関の権威といふものはどうしても失われがちですから、多少の不満といふか満足せぬところがあつても、両者が満足する案といふものはおそろなくあつてこないので、これはいろいろ事情は確かにあつたのでございませうが、私の気持ちとしてはやはり受け入れてほしかつた、率直に申して私はそういう気持ちです。

○河野(正)委員 大臣が非常に良心的な答弁をされるから質問がとんとん拍子に進むわけです。だから大臣にお答え願つたほうがよほど委員会の審議はスムーズですね。そこで、非常に良心的な御答弁がございましたから、次に進みます。

次は、第三の問題点でございますが、それは人権上の問題でございます。具体的に申し上げますと、今度、小野田セメントの解雇問題をめぐつて、経営者の気遣いじみた締めつけと職場での陰険な攻撃のために、遂にみずからとうとうと命を断つた自殺者が三名も出るといふ事態が起つたわけでございます。これらについて実は若干お尋ねを申し上げます。これらについて、この問題は法務委員会でもやられたわけなんです。ところが、法務委員会でもやられたけれども、私は私なりの見解を持っておりますので、そういう意味でお尋ねをいたしますので、法務省のほうもひとつそういう意味でお聞き取りを願ひたいと思ひます。と申し上げますのは、人命といふものがいかにとうとうといふことは、これはもう何人も否

定することはできない点でございます。ところが今日まで自殺の問題といふものは、私は比較的軽々に取り扱われているという印象を持っております。自殺の問題は、一つには自殺といふものは一種の病氣だ、たとえば精神障害なら精神障害に基づく病氣だ、という定説がございませう。ですが、たとえば躁病だとかノイローゼだとか、そういう病氣で自殺する場合は別として、病氣以外で自殺するといふ場合は、これはよほどの強い要因といふものがなければ簡単に自殺といふものが行なわれるものじゃないという私は信念を持っております。そこで、やはり自殺といふ問題はもう少し掘り下げて検討する必要がある、そういう意味で、法務省のほうにお尋ねをいたしたいわけでございますが、詳しいことは要りませぬ、おおよそのあら筋でけっこうでございますけれども、西村市太郎さん、磯村筆雄さん、三繩豊子さん、この三名について、ひとつ概況の御報告を願ひたい、かように思ひます。

○堀内政府委員 たいまお尋ねの三名の方が自殺した件につきましてお答えをいたします。

私も現在まで関係者十八名の者につきまして調査をいたしました。なほ若干今後も補充調査をいたす予定でございますが、現在までわかりました結果によりまして次のとおりでございます。

まず西村市太郎さんのことですが、この方は三十一歳であります。昭和二十九年の一月に小野田セメントの臨時雇いになりました。藤原工場に付とめたのでありますが、その後昭和三十三年の五月に正社員に採用になりました。同工場に勤務いたしておつたのでありますが、昭和四十一年の二月十四日に会社からの希望退職の募集に応じまして退職願を提出いたしました。しかし家族あるいは親戚などからのすすめに従ひまして一たん提出しました右の退職願を翌日の十五日に取り下げをいたしました。そして引き続き勤務をいたしておりましたが、十二月の二十一日に至りまして再び退職願を提出いたしました。そして同日の

午後十時に自宅の小屋で縊首自殺をいたしましたのでございます。この方の自殺の原因につきましては、この方は遺書を残しておりませぬで、また遺言らしいものもございませぬので断言はできないのでありますが、現在まで調査いたしました関係者の供述などによりまして判断いたしますと、この方の性格が弱い方であつた、そして厭世感がつのつれるものでございませぬ。すなわち、この方は昭和三十七年の春に他家の養子となりましたが、同年の七月に睡眠薬自殺を企てまして、それは未遂に終わったのでありますが、そういう事実がありまして、その後精神病院で憂うつ症だといふ診断を受けまして、二カ月ほど通院加療をいたしました。快方に向かいましたが、その年の十月に養子縁組を解消いたしました。また、この方は小心で、はなはだ氣弱であつて、たびたび家出をいたしました。そして山林などに潜伏しているところを探し出されて連れ戻されたというような事実があつたのでございます。同人の親戚知人などは、この方の自殺といふものは会社の退職とは直接の因果関係は認められないのではないかと申しておるようであります。

次は磯村筆雄氏に関する件でございますが、磯村氏は五十三歳でありまして、昭和五年の四月に小野田セメント株式会社に入社をいたしました。藤原工場に勤務をいたしました。勤続三十五年という経歴を持っております。退社をいたしましたときには同工場の保全係長の職にあつたものでございます。この方は昭和四十一年の十二月十日に会社への呼びかけに応じまして希望退職をいたしました。が、本年の一月二十九日午後四時ごろに、妻の外出中に自宅の小屋で縊首自殺いたしましたものであります。この人の自殺の原因につきましては、ただいままでのところでは、この方も遺書も遺言もございませぬで詳細は不明であります。関係者の言ふところなどを総合いたしますと、生来孤独であつて、また感傷的な性格で、退職という環境の変化から厭世的になつて、そしてその結果自殺を

されたものではないかと思はれるものでございませぬ。退職の経過については、磯村氏は当初会社の希望退職の呼びかけを拒み続けておるようでありましたが、退職金の金額を示されたときにそれを納得いたしました。妻とも相談をした上でむしろ積極的に退職の申し入れに応じたといふことが認められるようであります。この磯村氏はそのほか相当の資産がありまして、今回の退職にあたりましては、相当高額の退職金を得ておりますので、退職に伴う経済的な不安といふものが原因とは考えられないようでございます。この方の性格もやはり小心でありまして口をきかない。そして、日ごろ、三人の子供がそれぞれよそに出ておりました。農地を持っておりまして、農業の後継者がなくなるということをおぼしかりまして、また同居中の病身の妹さんのことも非常に気に病んでおつたといふことでもあります。

次は、三繩豊子さんの件に関するものであります。この方は二十七歳でありまして、昨年五月下旬から小野田セメント株式会社東京本部に電話交換手として勤務をいたしまして、昨年十二月三日に希望退職をいたしました。この方は、その後郷里にも帰らなせんで、都内のアパート住まいをいたしておりましたが、本年の一月十一日にアパートの自室におきまして、縊首自殺をいたしましたのでございます。自殺の原因につきましては、この方はアパートの管理人あてに遺書を残しておりますが、それは、済みませぬといふ一言を残されただけでございませぬで、この遺書からは自殺の原因といふものを知ることはできないように思われます。そこで、関係者などの言ふところによりまして、この方は入社にあつて、三カ月くらい経過したところで、昨年八月ごろ、所属の上司にやめたいといふ申し入れをいたしました。そして、昨年十一月初旬に会社の希望退職の募集の発表がありました直後に、全く自発的に希望退職の申し入れをいたしました。会社側は電話交換手の退職は予定していなかつたので慰留したのであります。この方は十二月三日に希望退職の願書

されたものではないかと思はれるものでございませぬ。退職の経過については、磯村氏は当初会社の希望退職の呼びかけを拒み続けておるようでありましたが、退職金の金額を示されたときにそれを納得いたしました。妻とも相談をした上でむしろ積極的に退職の申し入れに応じたといふことが認められるようであります。この磯村氏はそのほか相当の資産がありまして、今回の退職にあたりましては、相当高額の退職金を得ておりますので、退職に伴う経済的な不安といふものが原因とは考えられないようでございます。この方の性格もやはり小心でありまして口をきかない。そして、日ごろ、三人の子供がそれぞれよそに出ておりました。農地を持っておりまして、農業の後継者がなくなるということをおぼしかりまして、また同居中の病身の妹さんのことも非常に気に病んでおつたといふことでもあります。

次は、三繩豊子さんの件に関するものであります。この方は二十七歳でありまして、昨年五月下旬から小野田セメント株式会社東京本部に電話交換手として勤務をいたしまして、昨年十二月三日に希望退職をいたしました。この方は、その後郷里にも帰らなせんで、都内のアパート住まいをいたしておりましたが、本年の一月十一日にアパートの自室におきまして、縊首自殺をいたしましたのでございます。自殺の原因につきましては、この方はアパートの管理人あてに遺書を残しておりますが、それは、済みませぬといふ一言を残されただけでございませぬで、この遺書からは自殺の原因といふものを知ることはできないように思われます。そこで、関係者などの言ふところによりまして、この方は入社にあつて、三カ月くらい経過したところで、昨年八月ごろ、所属の上司にやめたいといふ申し入れをいたしました。そして、昨年十一月初旬に会社の希望退職の募集の発表がありました直後に、全く自発的に希望退職の申し入れをいたしました。会社側は電話交換手の退職は予定していなかつたので慰留したのであります。この方は十二月三日に希望退職の願書

を提出いたしましたので、会社側ではやむなく同日付で退職を認めたといいわけでありませう。この身内の人の供述するところによりませうと、かねてからこの方は蓄膿症を病んでおりまして、そして症状の重いつきは陰気になって他人と話もしない、仕事も手につかない模様であったということでありませう。そのことをこの方自身も苦にしておりまして、交換手のような神経を使う仕事はやめたいということをお漏らしておいたといわれております。自殺と退職との関係であります、やはり同様に直接の因果関係というものは認めがたいのではないかとおぼやかしく思われます。

以上であります。

○河野(正)委員 いまの御報告を承りましたが、なぜ因果関係がないとおっしゃるのか、ちよつと私はふに落ちない。と申し上げますのは、私は少し科学的に申し上げますが、多少私持っている資料と違いますが、それぞれなくなられた方々は、西村さんの場合は退職後六日目ですね。それから磯村さんは一月と十七日、三繩さんが一月と八日目なんです。そこで、多少時日が一日二日違っておつたようですが、大体退職後一月内外でなくなつておつたわけですね。だから、性格的には孤独であるとか、あるいは憂うつ型であるとか、いろいろ性格に對しまする御見解がございまして起つたのか。厭世観に基づいて自殺したのだらうというふうなお話であります。それならば厭世観というものが何に起因するのかわかるといふことになれば、いま私が御指摘申し上げましたように、それぞれなくなられた方々は希望退職させられて、そして大体一月内外でそれぞれ首を切つてなくなつておつた。こういうことになりませうと、勢いその因果関係というものは、やはり、やめなさいと希望退職をしいられたということがその厭世観に通じていくし、したがって、因果関係がないといふことは私は断定できぬと思ひます。これがむしろ、たとえば三繩さんのような、蓄膿症があつたかねがね厭世観を持つておられた

ということになるならば、激務のさなかに——たゞいま交換手は非常に激務とおっしゃつたが、激務のさなかに自殺するとかということが起つたならば、お尋ねをいたしておるわけですね。ですから、いまのお話では私どもは、特に私は専門家なんですが、どうも因果関係がないという御判断に多少私に疑問があるような気がするので、私はいろいろ意見を申し上げましたが、そういう意見に基づいてどういふふうにお考えになりますか、ひとつ御見解をお聞かせいただきたい。

○堀内政府委員 確かに仰せのとおり、退職と死亡の時期の関係につきましては、いわゆる条件になつておることは申すまでもないところであります。私どもが因果関係がないと申しましたのは、全く因果関係がないと申したのでないものでありまして、いわゆる相当因果関係という立場に立つかと思ひますが、あるいはまた私どもの人権の侵害という立場からいまして、強制あるいは圧迫というふうなものが自殺の原因になつておるかどうかという点で見たわけでございますが、先ほど申しましたように調査の途中でありませうので、最終的な結論はなお調査した上で申し上げたいと思ひます。

○河野(正)委員 そこで御参考のために申し上げておきますが、西村さんの場合は、私、専門的に見て多少既往症等がございませう。すけれども、最終的に命を断つた時点の状況をいろいろ想像いたしましたりますと、やはり希望退職をしいられたことが要因になつて、基礎的には性格的に非常に弱い面があつたといふこともあるでしようけれども、私はやはり希望退職をしいられたといふことが厭世観につながり、気が小さいとか、孤独感とか、そういう性格の持ち主であつたので自殺に追い込まれたといふふうな判断をいたしたと思います。これもいろいろ既往症等の問題もございませうけれども、しかし実際に自殺に追い込んだのは、希望退職と自殺をいたしました期間が六日ですから、非常に短いわけですね、そういうことを考えますと、私はかなり強い要因になつておるといふ

〔委員長退席、磯内委員長代理者席〕

特三繩子さんの場合は蓄膿症であつたといふ話もございませうけれども、蓄膿症が即自殺に結びつくといふような例はあまりございませう。過去にそういう要因があつたらうと思ひますけれども、しかし希望退職に追い込まれて自殺されるまでの期間といふものが非常に短いわけですから、したがってこれもやはり私は希望退職といふものがかなり強い要因であつたといふふうな判断をしいればならぬだらうと思ひます。

○河野(正)委員 いまの御報告を承りましたが、なぜ因果関係がないとおっしゃるのか、ちよつと私はふに落ちない。と申し上げますのは、私は少し科学的に申し上げますが、多少私持っている資料と違いますが、それぞれなくなられた方々は、西村さんの場合は退職後六日目ですね。それから磯村さんは一月と十七日、三繩さんが一月と八日目なんです。そこで、多少時日が一日二日違っておつたようですが、大体退職後一月内外でなくなつておつたわけですね。だから、性格的には孤独であるとか、あるいは憂うつ型であるとか、いろいろ性格に對しまする御見解がございまして起つたのか。厭世観に基づいて自殺したのだらうというふうなお話であります。それならば厭世観というものが何に起因するのかわかるといふことになれば、いま私が御指摘申し上げましたように、それぞれなくなられた方々は希望退職させられて、そして大体一月内外でそれぞれ首を切つてなくなつておつた。こういうことになりませうと、勢いその因果関係というものは、やはり、やめなさいと希望退職をしいられたということがその厭世観に通じていくし、したがって、因果関係がないといふことは私は断定できぬと思ひます。これがむしろ、たとえば三繩さんのような、蓄膿症があつたかねがね厭世観を持つておられた

○河野(正)委員 いまの御報告を承りましたが、なぜ因果関係がないとおっしゃるのか、ちよつと私はふに落ちない。と申し上げますのは、私は少し科学的に申し上げますが、多少私持っている資料と違いますが、それぞれなくなられた方々は、西村さんの場合は退職後六日目ですね。それから磯村さんは一月と十七日、三繩さんが一月と八日目なんです。そこで、多少時日が一日二日違っておつたようですが、大体退職後一月内外でなくなつておつたわけですね。だから、性格的には孤独であるとか、あるいは憂うつ型であるとか、いろいろ性格に對しまする御見解がございまして起つたのか。厭世観に基づいて自殺したのだらうというふうなお話であります。それならば厭世観というものが何に起因するのかわかるといふことになれば、いま私が御指摘申し上げましたように、それぞれなくなられた方々は希望退職させられて、そして大体一月内外でそれぞれ首を切つてなくなつておつた。こういうことになりませうと、勢いその因果関係というものは、やはり、やめなさいと希望退職をしいられたということがその厭世観に通じていくし、したがって、因果関係がないといふことは私は断定できぬと思ひます。これがむしろ、たとえば三繩さんのような、蓄膿症があつたかねがね厭世観を持つておられた

ふりに判断せざるを得ぬと思ひます。それから磯村さんの場合は三十五年も勤続をされておられ、しかも資産もあるし、退職金も非常に多いといふことでもございませう。私は、おそろく三十五年も勤続する方は非常にちぎな方であらうとも判断いたしますし、そういう点から判断いたしますと、これらかなり希望退職といふ問題が厭世観につながり、それが自殺に追い込んでまいつたといふふうな判断せざるを得ぬだらうと思ひます。

法の第四十三条からもこれは非常に問題があるのじゃないか、こういふふうに考えます。ですから、この労働基準法第四十三条についての処置が適切に行なわれておったかどうかということについても実は労働省に聞いてみたいと思うのですけれども、これは大臣に聞いてもちょっと無理でございまして、局長は先ほどから不信任でございまして、聞くわけにまいりません。そこでひとつこの点は単に法務委員会で行なわれておったようなことじゃなくて、労働基準法第四十三条の面からも非常に問題があるということをお私にここに指摘をいたしておきたい、かように考えております。この点、法務省、何か御意見ありますか。

○堀内政府委員 労働基準法の関係については、特に意見ありません。

○小平国務大臣 先生のおことはですが、基準法上の問題ですから、ひとつ私から命じて局長に答弁させますから、どうぞお聞き取り願います。

○河野(正)委員 どうぞ聞けばまだ調査しておらぬと言われるのが落ちだというふうには私は判断しておられますので、時間もございませぬからあえてお尋ねをいたしません。

いままでも衆議院の法務委員会でもいろいろこの自殺問題が人権上の問題として取り上げられてまいりましたけれども、きょう私が取り上げたこととちょっと角度が違ふと思うのです。ですから、そういう角度から、この問題はかなり人権上の問題として考慮しなければならぬというふうな判断になったと思うのです。そういう意味で、今後さらに補充調査等がございませぬらばひとつ御配慮を願いたいというふうに思います。

それから、この解雇理由がいろいろあるわけでございますが、私は今度の解雇がいかにむちゃくちゃだったかという例として、一、二ここに披露をいたしておきたいと思ひます。たとえば、上司に反抗的であったという点、あるいは単に勤務ぶりがよくないという点は、常識的な問題でございませぬから、そうわれわれがいろいろ申し上げることはないと思ひます。ところが笑止千万な例の中

には、職場でラーメンを食べたことがあるというのが解雇理由になっているのです。それからどうも私生活の中に借金があるらしい、そういうことが解雇理由に述べられておるわけですね。会社じゃなくても、どうも個人で借金を持っておるらしいというふうなことがこの解雇理由になっておる。それから職場の懇談会等よく眠っている。これは居眠りするとかよく首なんですね。もうあげますとそれは枚挙にいとまがないわけですが、そういうふうな極端な理由が述べられて首になる。あるいは首に首になったという例もあるわけですね。これは煙先生が現地に行つて直接事情に触られたわけですから、そのとおりだと思ひます。こういう全く笑止千万な理由で首を切られておる。それが解雇理由に述べられておるわけですね。これらの解雇理由に基つて行なわれた解雇ですが、これは大臣もお聞きになって、これはたいへんなものだというふうにお感じになつたらうと思ひます。そこで、これまた大臣のお感じをひとつ……

○小平国務大臣 先ほどは解雇の条件のお話があったのですが、今度は解雇の理由という御表現でしたが、その間はどういう関係があるのか、私にも実はよくわからないのですが、この十二かの解雇の条件という中のどれかの具体的な事項にあるいは該当するのじゃないかと思ひますが、いづれにしても、いまお話しのようなことが解雇の理由になるということは、私もちょっと不可解に思ひます。

○河野(正)委員 いま大臣もおっしゃつたように十二項の条件がございませぬ。条件については中身が、いまのような説明で首を切られておるわけですね。特に私が重大と思ひますのは、津久見市の工場設置奨励条例というものがあつまして、企業を誘致いたしますとそれぞれ地方自治体で便宜をはかるわけですね。これは大臣御承知のとおりです。これは津久見に限らずともそうなんです。ところが、この津久見というところはセメントとミカンの町です。ですから小野田セメントの膨大な

施設がこの条例に基づいて非常に優遇を受けておるわけですね。さらに施設を拡充しようというふうな問題もあるわけですね。ここで六十八名の指名解雇が行なわれておりますが、そのうちの十二名はこの津久見市の工場設置奨励条例に反対をしたというところで首になっておる。これは解雇の理由の中に書いてあるのです。こういうことになりまして、憲法の十九條には思想及び良心の自由というものがあるが認められておるわけですね。これは全く憲法違反にも値する重大問題だというふうには私も指摘せざるを得ぬと思ひます。こういうふうな全くでたらめなかつこうでいゆる指名解雇が行なわれておる。それも第二組合には適用しなくなるわけですね、ここに問題があるわけですね。それを労働省ははぐらかして、私が局長を忌避したのもそれを部分的にお答えになるから、われわれはそういう背景があるわけですね、こう言つておち小便してもラーメン食つても居眠りしても、第二組合にいけば許してやる、こういうことなんです。ここに非常に大きな問題がある。労働課長も、おまえはこういう理由で解雇のリストにあつておる、しかし第二組合にいくならば全部許してやる、首切りはやらぬというふうなことを言つて、次々に組織分断をはかつておる。これは明らかに不当労働行為であるし、いま申し上げますように、市の条例——会社じゃない、こういう市条例に反対しても、いま言うように解雇の対象にするということですから、これは全く憲法以前の問題ですね、こういう点はどういふようにお考えになりますか。

○小平国務大臣 たいいとお話しの点も先生お話しのとおりなんでしょうが、そのとおりとすれば私も非常に不可解なことだ、かように感じます。ただ労働法上の問題は労政局長から……

○河野(正)委員 いいです。そこで私は、さらに突っ込んで、感じとしてはそうすけれども、しかし事実の把握というものが十分でないというところでどうも逃げられる可能性がございませぬので、そこで私は、今後のような事実があつたならば労働省としてはどういふ処置を行なうか、もしそういうことが事実であつたならば——職場でラーメン食つたら首だ、立ち小便や居眠りしても首だということですね。だから私は、やはりもしそういう事実があつたならばどうするんだという方針をひとつお聞かせいたしたいと思ひます。そこで、非常に良心的な御答弁がございませぬれば、私どもはもういろいろ申し上げませぬ。議事に協力いたします。

○小平国務大臣 本件自体はたいい労働委員会に持ち込まれておるそうですから、労働委員会が調べて公正な判断をなさると思ひます。しかし本件とは別に、将来かたにいまお話しのようなことを解雇の理由とするというふうなことが事前にもしわかつた場合においては、これはあまりにどうも不可解というか常識外と申しますか、これは労働省の立場でも、使用者にそういうことで解雇するというふうなことはおかしいんじゃないかというぐらゐの注意というか勧告というか、それくらいな口をきいても、あえて労使の問題に介入したというふうには、これは法律的にもあるいは世間の常識からいっても言われぬで済むのではないか、それくらいなことは当然やつてよいのではないかと、私はさように感じます。

○河野(正)委員 大臣は非常に前向きな御見解を述べられておるので、一応それは了としたします。私は、澁谷委員ではないけれども、十時間以上の質問は用意しておるわけですね。けれども、議事に協力いたします。

そこで最後に一点委員長にお願いをいたしたいと思ひます。それは私が先ほどから申したように、労働法の関係について、それからまた労働管理についても、経営者は全く常軌を逸しておる。しかも憲法違反の疑いもあるというふうな、きわめて重大な要素を持つておるのです。これは文教委員会等においても国土館の問題で参考人を呼んでいろいろ事情を聴取し

たという経緯もございます。そこで当委員会においても、いま申し上げますような、法治国でありながら全く、労組法を無視し、憲法をじゅうりんするような経営者については、私もこの委員会においていろいろ事情を聴取したいというように考えます。参考人として労使双方を当委員会に招致するというをひとつおはかり願いたい、かように思います。

○蔵内委員長代理 参考人の招致については理事会で協議したいと思えます。

○滝井委員 関連。さいせん河野さんから解雇の理由について、ラーメンを食ったり、借金があるとか、いろいろ言いましたが、いままでもそういうことをわれわれは耳にした前例がないわけでは、ところが、セメント会社でも第一流の小野田でそういうことが行なわれておるわけでは、しかも、御存じのとおりセメントというのは開発銀行その他国の機関からも相当に金を借りてやっておるわけですね。最近社長は放漫な投資のためにやむなく引退せざるを得ない形になりましたけれども、そこで労使双方を呼んでもらうことは当然ですが、その前にひとつ二、三日のうちに資料を一体どういう理由で解雇しておるか。津久見の六十八名と、八幡の三名について解雇理由をお調べになって出してもらいたいと思えます。かつて組合側は、中央労働委員会のあっせんを受諾したけれども、河野さんも指摘をしておりました。が、会社が拒否しておる。中央労働委員会に持っていけば、今度は、いつか私が労働組合法のときに御質問申し上げたように、これはもう弁護士を入れて引張ればいつでも引張れるわけでは、そうしますと、そのうちしびれを組合側は切らす。生活権の問題が出てくるというところで、いつの間にか泣き寝入りになるわけでは、そのうち自殺者も出てくる。これは去年の十一月に起こっておるのですからもうやがて半年になる。夏来たりなば冬が来るのですよ。冬が来れば春が来る。そのうちには忘れちゃって次の新しい問題が起こるといふことになるのですから、こういう問題は

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十二号 昭和四十一年五月十日

やはり早急に解決しなければいかぬと思うので、津久見の六十八名と八幡の三名についてひとつ詳細に調べて出してもらいたいと思えます。このくらのことは幾ら労働省といたってできるはずですが、民間の労働組合のことだから知らぬというわけにいかぬと思えます。だからぜひひとつ出してもらいたい。出せるでしょう。

○三治政府委員 これは会社の解雇理由だと思えますから、会社に当たってできるだけだけ出してもらいように努力してみます。

○蔵内委員長代理 吉村君

○吉村委員 実はいへんめずらしい問題を聞きましたので、これは雇用問題、あるいは日本の企業の海外進出、そういう問題に関連している問題でございますので、該当する人の数はきわめて少ないですけれども、その背景となる問題は非常に大きいように考えますので、若干これから労働省、あるいは通産省、運輸省、こういった関係省の見解をただしたいと思っております。

その質問に入ると、この際確認しておきたいと思えますけれども、それはいま河野委員のほうから質問の過程で基準局長には答弁をしないという状況が起こったのでありますが、その原因というものを考えて見ますと、私は労働省という行政官庁は一体何を主体にして仕事をしようとしているのか。その任務をはき違えているのではないかと、このうらに考えられる節がありますので、この点確認をして入りたいと思っております。

そこで、労働省設置法によりまして、明らかに任務が与えられております。その中には幾つかありますけれども、労働者の福祉と職業の確保とをいふこと、これを前提にして労働条件の向上、及び労働者の保護、こういうことも一項うたわれておるのであります。どうもいままでも労使問題を取り上げてまいりますと、たとえば不当労働行為の問題については地労委なりあるいは労働委員会の問題にかかっている、かかりつつありそうだと

るわけにまいりません。あるいは労働問題から派生したところの刑事問題については、特にこの点はやむを得ない面もあると思えますけれども、事が刑事問題になっていっているので、われわれは意見を申し上げるわけにいきません。こういうふうな態度をとることが多いようです。今日の日本の情勢の中で労使の問題というのはいずれにしまして、力関係の中できめられていく、相手がいるという問題ですから。そうしますと、私は労働省の考え方というものは労働行政に携るものとして、どちらかたれというわけではございせんけれども、労働省設置法の趣旨から考えますならば、当然労働者保護の立場に立ったところの見解、意見というものが出てこなければならぬだろうと思っております。ところが、そうでなくて、傍観的な態度はおるか、場合によっては労働者を抑圧するかのとき態度をさらるところがある。具体的に例を申しますと、たとえば公務法に対する解釈等につきましては、労働省で見解を発表することがあります。これはやっちゃいけません、あれはやっちゃいけません、全部やっちゃいけません。こういう場合には、きわめて積極的に労働省が発言をする。かと思つて、いまのような問題については、われわれは関与するわけにはいきませんという傍観的な態度ないし消極的な態度をとる。これでは私は労働省が設置された目的、これに沿わないのではないかと。確かに行政官庁ですから、非常に重要な問題になってきた場合に、影響のあるような問題について、とやかく言えない反面もあるでしょう。しかし、どちらかと言いますならば、経営者を弁護するような立場に立つのではな

くして、これはやはり労働者保護という基本的な考え方を基礎にして意見を述べてもらわなければいけないのじゃないかというふうに思っております。そうでないと、先ほど河野委員の質問の過程でも起こったような事態が起こりかねない、こう思っていますので、これから私が質問をしようとする内容も、そういうふうな発展をする可能性なきにしも

あらず。ですから、まず質問の冒頭に当たって、労働大臣は一体労働省設置法の考え方に基づいて、それを一体どういふように理解し、どういふ立場に立って労使の問題をながめていこうとするのか、あるいは基準局長も労政局長も、労働省の行政官としてどのように考えておるか、この点を確認して、それから私は質問に入りたいと思

います。

○三治政府委員 労使関係の問題につきまして申し上げますが、労組法、労調法、それから公務法、地公労法につきましての法律の解釈、それから疑義についての解釈は、行政当局として、所管の局長として行政解釈はいたします。その解釈は、やはり判例があれば判例を基準にして行政解釈をするし、またそれに類推してやります。しかし、実際の労使関係の具体的な争いの問題につきましては、法律で労働委員会がこれを独立した権限でやるという権限の問題があつて、事実具体的な争いになると、労使それぞれ労働委員会に争いを持ち込んでおるわけでは、また現在の司法権の独立からいって、あらゆる問題がまた別に裁判所にも持ち込めるようになっておるわけでは、したがって、労政当局といたしましては、具体的な争いの問題につきましては、これがやはり裁判所なり労働委員会に持ち込まれれば、それにやってもらう。しかもこれは労働委員会関係につきましては、労働省の外局また地方の労働委員会は知事の権限でございまして、そういう具体的な行政機能というものは労働委員会でも、こういうことになっておりますので、労働省は決して労使関係につきましては、それぞれ所管と申しますか、労働委員会と労政局と機能が分かれておるわけですから、その点はぜひ御了承願いたいと思

います。もちろんこういうことが実際の運営上おもしろくないじゃないか、やはり事件の解決に対してよく機能しないじゃないか、こういうふうな社会情勢がくれば、当然これは立法政策の問題として変えていく。この任務は私たちが立法政策としてやはり政府の機関として、こういう現実が機能していかないからこういうふうに変えてみたらど

能していかないからこういうふうに変えてみたらど

うかというような調査研究は十分やってみてみたいと思ひます。したがって、いま問題になっておられる労働委員会の機能の問題につきましては、先日も労働組合法の審査のときにお答えしましたように、現在の労働委員会の機能、ことに不当労働行為の問題の処理について改善すべき点が多々あるのではないか、こういう御質問が、これは衆議院、参議院両方とも労組法の改正のときに問題が提起されました。われわれもかねてそういう問題で、ここ五年來労使関係法研究会というのを労働法関係の専門学者をもって組織して現在研究していただいております、これが本年中には、現行の法律の運用の状況と問題点というものでレポートが出るかと思ひます。そういう問題も十分勘案して、私たちは、現実にもそういう労働委員会の処理ではまずいじゃないか、また行政官が直接どの程度タッチしたらいいかというような問題については十分検討し、至急に結論を得たいと思っております。そういう気持ちでおりますので、消極的と確かにいわれますけれども、そういう法のたてまあと、具体的な争いの問題については相当労働委員会にまかされるくらいやはり慎重審議して結論を出すという現行体制からいくと、私たちは消極的にならざるを得ない。しかしこう問題が出てきますと、先ほど大臣から御答弁いただきましたように、現実の問題が起こったときには、行政当局としてその問題の本質、傾向というものを具体的に十分調査する。この点についてわれわれがあまり他人まかせと申しますか、労働委員会、裁判所まかせにしてはいた点は反省したいと思ひます。

○吉村委員 法律的にいえばそういうことになるだろうと思ひます。労働委員会に保身中のものについては労働省としてとやかくいえないという、そういうたてまえになっていきますから。そのたてまえ自体についてはいろいろ問題がある。これらの今後の改変の問題についてはおたくのほうでも検討されているのでありましょうし、また国会自体の問題だと思ひます。ただ、私が特に労働省の大臣以下関係の局長あるいはその関係者に要望しておきたいと思ひますのは、そういうような機構であるために、たとえ労働委員会に保身中になってしまふ、そうすればわれわれは関与できない、言いかえれば関与しなくてもいい、こういうことになるわけですが、したがって、どうしても労働の問題というものが第三者機関に移行する以前に労働行政上の労使の調整をはかる任務というのについての積極性が欠けるきらいがある、こういうふうには私思ひます。ですから、いまの小野田セメントの問題等につきましても、もっと労働省が行政官庁として労使の調整というのについて積極的な姿勢で臨んでいったならば、たとえいまの誠意の理由、聞いてみると非常にばかばかしいような理由、あるいは誠意の条件、あるいは組合活動家と目される者をねらい撃ちしたのじゃないか、常識的に一般的にそう見える節々がある、こういった問題について国会の中であとから議論をしないでいいような私は気がする。そういう労働の紛争が起こったあるいは起こりそうだとしようするときこそ、それぞれの出先機関においてこの労使の調整、平和的に解決するための努力というものをと真剣に取り上げていくというものがあつてしかるべきではないか、こういうふうにも思ひます。それが欠けているためにすべて第三者機関であるところの労働委員会に事案が非常によけい持ち込まれてしまつて、そして労働委員会の定数をふやさなければならぬ、こういう労働組合法の改正案などというものをいさざるを得なくなつてくる。しかし問題はもっと根本、前のほうにある。その中で、労働省が労働者保護の立場に立って積極的に労使の調整という役割を果たしていく、こういう姿勢をとつてもらうことが法改正以前の問題としては必要だ、こう思ひますが、この点は大臣はどのように考えますか。

○小平國務大臣 先生の御指摘になられようと思ひます。先ほど申しましたが、たとえば小野田セメントの今度の解雇の理由となつたような、ああいうことが基本的には起こらぬように、常時もっと積極的に労使のあり方について指導といひますか啓蒙といひますかそういう努力をすることが必要であらうし、あるいはまた事前にそういうことがわかつた場合においては、常識的に考へてもきわめておかしなじゃないかという理由で解雇しようというふうなことがかりにあつてそれが事前にわかつた場合においては、これは私は使用者側にこれまた注意なり勧告なりしてもよろしいのじゃないか、それが、労使に対する現行法制のもとにおいても、労働委員会の機能を侵して労使の問題に労働省自身が介入したとは世間もおそれくとも積極的によつてしかるべきであらう、こう先ほど申し申しておるわけでありませう。

○吉村委員 だいぶ時間もおそいので、これは私がこれから質問をしていこうとする問題と直接関係をしておる問題ではないと思ひます。ただ、私が申し上げておる趣旨は、労働省は、その設立された当時の状況等を振り返つてみますれば、日本のこの経済発展のために労働問題というものが果たすべき役割りはきわめて重要である、労働者を保護し労使関係を安定化していかなければならぬ、こういうために、ねらいとしては労働者保護というところを重点的なねらいとしてこの省が設置せられたはずだと思ひます。ですから、その後労使の力関係の紛争等があつて今日に至つておるわけですが、労働省も、紛争が起きないように事前に労使の調整、平和的な事態の処理、あるいは先ほどのようなばかばか問題の起こらないように、そういう行政指導をはかつてもらわなければならぬ。これは一面非常に危険さを伴う問題です。というのは、労使の直接交渉で解決すべきところには国家権力が介入するという意味で非常に危険な要素を持つておることを私は承知しながらいふま言わざるを得ない。なぜならば、労働省の任務は労働者保護を主体にしたものである、そういう立場に立つてこの権力を行使するという必要が今日の事態の中ではある、こう思ふから私はこの点を強調しておるわけですから、これは権力介入をしるというのを吉村が盛んに強調したんといふふうには誤解はしないでもらいたい。労働省が設置された任務に従つて今日の事態の中で紛争を事前に解決するという努力を特に要望するという趣旨ですから、誤解のないようにしてもらいたいと思ひます。

○齊川政府委員 竹原造船所について簡単に申し上げますが、竹原造船所が造船業全体におきまして占める地位と申しますか、それを初めに御説明申し上げます。

御承知のとおり、鋼船造船所、これは非常に大きなものをつくつておる。十万吨あるいはそれ以上のものをつくつておるところもたくさんあるわけでございますが、そこらを含みまして、ただいま造船法によります許可の事業場、これが百

二十二日でございます。このうちのずつと下のほうに位するものでございます。そしてこの造船所の造船能力は、これは船台の大ききで能力がわかるわけでございます。最大能力として千二百トンでございます。それでこれに對しまする運輸省としての運輸省は造船業の監督行政をしておるわけでございます。これに對しまする監督行政のやり方といたしましては、行政の事務能率の向上、あるいは簡素化という面から二千トン未満の建造造船所につきましては、これを地方海運局長に大體監督をゆだねておるといふ現状でございます。ただ問題の種類によりましては、本省が直接扱うこともございます。通常の場合は、地方海運局長におまかせしておるのが実情でございます。ただいま御指摘の竹原造船所は、したがって中、国海運局の管轄下に入っておるわけでござい

ます。それからこの造船所といたしましては、昭和三十八年十二月に、ブルネイに企業進出することにつきまして政府の許可を得まして、昭和三十八年の十二月からそれらのほうへ向かつて事業を進出しておるといふのが現状でございます。

なお、私のところで、つかんでおりますものは、御承知のとおりこの手のいわゆる内航船舶につきましては、最近非常に景気が落ちてまいりました。そこでこれを労働者数で申し上げますと、たとえば昭和三十四年に約三百名おりましたのが、ただいまでは三十九名になっておりました、したがって、造船所の活動としてはそれほど活発でないというふうな了承いたしておきます。

○三治政府委員 組合の状況は、第一組合と第二組合でございます。第二組合は、組合員数が二十五名、全造船機械に属しております。第二組合は、ブルネイのほうにだいたい主力が行っておりまして、こちらのほうにおられるのは三、四名、まあこういうような状態で、問題は団交の再開ということ、賃金の遅欠配の解消、それからいわゆる海外進出会社である竹原・ブルネイ合弁会社の実態について説明を求めておる、こういう三つの問

題を労使関係として持つておるようでございますが、はなはだ恐縮なのですが、実は昨日私たち具体的な連絡を政府委員室から受けておりまして、広島県に連絡しましたところ、きのうの段階では、その労使双方の責任者が、県が調査に出かけたところ不在ということ、こまかい正確な情報——県のごく最近の状況がわからぬところを御了承願いたいと思っております。

それで組合のほうの御説明であります、いろいろ会社側にそういう問題について団体交渉を申し入れて、この四月までに四回の団交を行なったけれども、会社側は一つの譲歩もなく、現在一部賃金遅欠配の状況だ、こういうことで、組合側が結局会社側の気持ちがどう解決しようとしているのかよくわからないということ、会社側の現在の態度について非常な不信感を持つておる。ところで団交が再開されないために、また経営者が自分の主張を言わないために、組合側としては、この会社はたして存続するものなのか、あるいは仕事があるのかどうかというところについて非常に不安を持つておる。事実現在の就労状態は、本来の仕事がなくて草取りをやったり、若干雑件を整理するといふ程度で、したがってどうも造船所としてはたして成立していくのかどうかという問題について非常な不安が持たれる、こういうことよろ

○吉村委員 この造船所の従業員が三月七日にアセチレンガス爆発によって三名ばかりけがをしたというのを聞いておるのですけれども、この事実については当然労働省のほうで掌握をされておると思えますけれども、施設の管理関係は海運局で行なうことになっておると思ふので、このガス爆発事故の原因は施設の不備によって起こったものなのか、言いかえると運輸省の監督範囲の中で起こったものなのかどうかということについて運輸省のほうからお聞きをしたい。

それから労働省のほうからは、このような重傷事故が起こったのでありますけれども、これは当然労災法の適用事業所ということになるだろうと

思いますので、労災法適用の関係はどういうふうになっておるか、この二つをそれぞれお尋ねをしておきます。

○芥川政府委員 私のほうでは、ただいま先生のおっしゃいました施設の不備であるか不備でないかという点につきましては、それは完全であるという前提のもとに監督行政を行なっておるといふのが実情でございます。それで、たとえて申しますと、このクレーンの安全限度あるいはアセチレンガスのほうを私知らないで恐縮なんですござい

ますが、こういうものにつきましては別の官庁から、労働基準局のほうからだと思いますが、そこらへは安全限度については御指定をいただきます。その安全限度の範囲内で能率よく造船業を営めるよう監督するというのが私どもの立場でございます。

○吉村委員 私の質問しておるのは、施設の關係については運輸省がこれは認可を与えた事業所ということになるだろうと思ふので、したがって、事故の原因がどこにあるかということ、私のほうで掌握をしないわけですから、施設に基因をしてこの傷害事故が起こったのであるかどうかということについて、そうでないならそうでないでいいのです。それから、施設は全く無関係なら無関係ということになれば、あとは労働安全上の問題になると思ふから、その点を明確にしたいというつもりで聞いておるわけですから、その点を明らかにしてもらえばいいのです。

○芥川政府委員 その点につきましては私どものほうでは現状をつかんでおりません。したがって、施設に欠陥があったのか、あるいは取り扱いは不備であったのか、ただいままでの調査ではわからないのでございます。

にガスのせんでんを締めて昼食に出かけた。ところが、戻りましてから作業を再開するときに点火いたしましたところが、アセチレンガスが漏洩してございまして引火爆発を起こしたというケースでございます。三名の労働者が火傷を負いまして、休業一週間程度の負傷を受けたということでございます。

それから、造船所における労災保険の加入手続は、加入いたしておりまして、すでに四月十五日に休業補償の支払いを行なったということでございます。

○吉村委員 いまの基準局長の答弁は事実とは相違はしてないでしょうか。私のほうで知っているのは、一週間くらいの休業という、そういうなまやさしいけがじゃないわけですか。大体約三週間くらいそれぞれ入院をされている人が二人、一人の人はそう重くないようですよ。ですから、現地の報告があなたのところからそういうふうに来ているとするならば、これは私のほうの調査とだいぶ違っていますので、もし、私のほうの調査が間違っていないれば別です。あなたのほうでもこの事実を確かめてもらふ必要があると思ふのです。

それから、いまの話によりますと、これは労災の適用はしているということになりますね。これは間違いないですね。

○村上(茂)政府委員 たいへん失礼しました。ただいまの火傷の程度でございますが、最初の報告では一週間程度という報告のようでありましたが、四月十五日に支払いました金額から申しますと、休業の日数はそれよりだいぶ多いようでございます。いま数字が手元にございませぬので、金額から推定いたしますと一週間程度ではないということはおそらくは確実のようでございます。

それから労災保険の加入状況は、加入いたしております。

そこで問題は、保険料を納入しておるかどうかという問題になってまいります。昨年の労災保険法改正以前でございますと、労災保険料の滞納の場合には給付制限を行なうという問題が生じてま

いりますけれども、昨年の労災保険法の改正後におきましては、この給付制限の規定が緩和されまして、休業補償費等については支給制限をしないというたてまえになりましたので、労働者に対する補償そのものについては支障はないということでございます。保険料の滞納はございますけれども、ただいま申しましたようなことで給付には差しつかえないというところでございます。

○吉村委員 そうしますと、これは労災法のたてまえから見て、労働者に対する保険給付は行なわれている。事業所自体の保険料の納入の実情についてはまだ調査を完全にしていないということですね。そこを知りたいのです。

○村上(茂)政府委員 昨年の四十年年度の第一期分と第三期分は保険料を納入しております。第二期分が約束手形が不渡りとなったという経済的な事情もございまして、滞納しておるということでございます。ちょっといま滞納金額は私承知いたしておりませんが、いま申しましたように、三期に分割して納入するものについて、まん中の二期について滞納がある。八万九千円くらいの金額だそうでございます。

○吉村委員 大体わかりました。それから通産省にお尋ねをしますが、先ほどの船舶局長の答弁によりますと、この会社はブルネイという国に進出をして造船所を向こうにつくっている、こういうお話でございますが、ブルネイという国は、人口は十萬弱で、たいへん小さい国だそうでございますが、非常に資源その他が豊富で、野心のある者はねらっているという国らしいのです。それで通産省の方にお尋ねしたいのは――通産省来ておりますか。

○蔵内委員長代理 吉村君に申し上げますが、今村貿易振興局長が来ております。

○吉村委員 私は日本の企業あるいは資本が海外に進出をしていくことそれ自体はたいへん望ましいことだと思っております。しかし、そのこととはやはり日本の産業なりあるいは日本の技術なりというものが国際信用を害されないようなそ

う配慮というものが行なわれないと、やがては国際信用を失墜するという危険なしとしない、こういうふうに思います。したがって、海外に進出をしていく日本の企業、これを政府が認める場合には、それぞれの関係行政官庁がその企業の信用性だとかあるいは将来性とか、あるいは技術水準とか、こういったものを調査、検討の上で認可をするものというふうな思いをいたします。これは輸出入銀行ベースということになるならば、大蔵省が最終的な主管になるだろうと思っておりますけれども、聞くとこのようにもなると、この各省の協議の窓口は通産省が行なっているというお話でございますので、このブルネイ国といまの竹原産業とが合併会社をつくって向こうに造船所を設置をする、この認可の経緯、これはどうしてお尋ねをするかという点、海外にこういった小資本が、いかに小さい国とはいいなからその国と合併会社を組織をする、設置をするというの、私は異例なものではないかというふうな思いをいたします。そこで造船企業として海外に進出している企業というものは、これは通産省でわからなければ運輸省でけっこうでなければ、どのくらいあるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。このブルネイの合併会社というものを日本政府が認可をするに当たって、認可をするには何らかの基準というものが必要じゃないか、こういうふうな思いをいたしますので、その経緯と、それから認可の基準等があるならばそれを示してもらいたい。

それから、海外への資本進出なり企業の進出については、一般に輸銀ベースというものがとられるだろうと思っておりますが、その便宜は、この企業の場合には与えられているのかないのか。あるいは向こうに造船所をつくるというのでありますから、相当資材その他の輸出というものが当然にしていると思われる。あるいは向こうに施設もつくらなければならぬ、こういうことになると思っていますから、このプラントといいますが、向こうの施設等については、一体延べ払いのような方法でこれをやるというのかどうか。この点等について、

この合併会社の認可条件、当時の模様、それから現在の向こうの状況はどうなっているのか、これも知っておりましたら、あわせてお尋ねしたい。

○今村(豊)政府委員 竹原造船所に対しまして海外投資の許可の経過並びにその内容につきまして、かいつまんで申し上げます。

竹原造船所が海外に進出をする計画を立てましたのは、昭和三十八年当時でございます。その相手先の国は、先ほど来名前が出ておりますブルネイ国でございます。竹原造船所といたしましては、このブルネイ国の現地の有力社とそれぞれ五〇％ずつの持ち株の比率で資本金六十五万四千ドルの現地法人を合併で設立をする。したがって、この場合の竹原側の持ち株は、その五〇％の三十二万七千ドルでございます。

そして、この合併会社の事業内容は、船舶の建造、修理、それから陸上の建設工事、それから輸送及びこれらに関連する業務を行なう、こういう事業目的でございます。

この海外投資を許可いたします際に、一般的に申しまして、先ほど御指摘がございましたとおもいます。海外に日本の企業が進出するということは望ましいことでございますので、特に通産省の立場としては、不適格性のない限りこれをなるべく自由認めていく、こういう立場でございますが、一面、お話しのように、海外においてせつかく進出したとしても事業がうまくいかない、ひいては日本の信用を失墜する、こういうようなことがございませぬように慎重にこれを審査して許可を下さいます。昭和二十七年以来、事務次官会議の了解によりまして、海外投資連絡会という関係官庁の連絡協議会ができておりまして、海外投資の場合、それが生産事業に投資する場合であつて、しかも投資額が二十万ドルをこえるもの、これはこの海外投資連絡会にかけてきめる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

具体的なやり方でございますが、通産省がいわば窓口と申しますか、提出の書類でございますと

か説明の材料、その他いろいろ初めての方にはわかりにくいことがありますので、便宜通産省で指導して書類をつくらせまして、そうしてそれを業種によりまして通産省所管の場合は通産省の所管の局、それから他省、すなわち農林省とか建設省、厚生省等場合はその関係の省に書類を送りまして、そこで審査をしていく。そして、その審査が終わりました段階におきまして、その連絡協議会において全般的な説明を当該の申請者から聞きまして、そこでこれでよろしいということになりますと、最終的には、この海外における証券取得の許可は大蔵大臣の所管でございますので、大蔵省に書類が回りまして大蔵大臣がこれを許可する、こういうやり方でございます。

この竹原の件は、三十八年の十二月十八日に、大蔵大臣の証券取得の許可をおろしておるわけでございます。それに伴いまして、この場合の出資は現物出資、一千トンの新造貨物船一隻を現物でもって現地に持っていき、これをもって出資に充てる、こういうことでございますので、それに必要な船舶の輸出の承認ですね、これはこの場合は無為替輸出になるわけですが、その承認は三十九年の七月三十日付で、これは通産大臣からおおります。したがって、現在この船舶は現地にあるわけでございます。

それからなお、この造船所を建設いたしますに必要な機械設備、建設の資材等につきましては、約十九万五千ドルに相当する延べ払いの輸出の申請がございまして、この延べ払いの輸出の申請は、現在のところまだ承認がおりておりません。この承認がおりておりませぬ理由は、この延べ払いに対する支払いの保証の条件に不備がございまして、したがって、輸銀の融資がなかなか行なわれない、こういう状態で、なおペンディングになつておるわけでございます。

以上が竹原造船所の海外投資の経過並びに内容でございますが、ただいま現地でどういふ状況になつておるかということにつきましては、詳しい最近の事情は不明でございますが、昨年の暮れ、

二六

現地のジェッセルトンというところにございます日本の総領事館からの報告によりますと、現在十九名の日本人の従業員が駐在しております。現在というの昨年の暮れでございます。しかしながら、その当時、昨年の暮れ現在で開店休業の状態、そういうような報告が昨年の十二月に現地の総領事館から到着をいたしております。

以上がいかんほど報告をいたしております。
○吉村委員 なお運輸省のほうへお尋ねをしておきますが、造船企業で海外に進出をしようとする例は一体どのくらいあるのか、知っておたらお尋ねしたい。

それから、通産省のほうにいま一つお尋ねをしたいのは、私の聞いたところによりますと、この合併会社をつくるにあたって、竹原造船所のほうの出資金は五〇〇、この五〇〇のうち二〇〇は伊藤忠商事が出資をする、こういう状況にあったという話を聞いておるのですけれども、その事実があったのか、それから現在ではそれはどうなっておりますのか。

○芥川政府委員 造船業の進出の状況を簡単に申し上げます。

石川島播磨重工の関係では、ブラジル造船所というのがございます。これは昭和三十三年からブラジル政府と折衝いたしましたして、操業開始が昭和三十六年十月でございます。現在二万トン程度の船を建造中でございます。それから、同じく石川島播磨重工の系統でジュロン造船所というのがございます。これはシンガポールでございます。これは昭和三十七年からシンガポール政府と折衝いたしましたして、それから三十八年四月新会社を設立、三十九年二月から造船所の建設に着手しております。それから次にギリシア、同じく石川島播磨の系統で、ギリシアの造船所がございます。これは三十八年の末から折衝してございます。現在まだ折衝中でございます。それから、若干違うのでございます。技術援助という形で、三菱重工がインド、韓国の二カ国、それから石川島播磨重工が台湾に技術援助の契約を締結しておりますので

以上が造船業の海外進出の概況でございます。

○今村(参)政府委員 竹原の海外投資に際して伊藤忠商事が参加しておったかどうかというお尋ねでございます。三十八年の十二月に最初に証券取得の許可がございました当時の状況は、竹原造船所が八割、それから伊藤忠商事が二割、こういうことで資金を出す計画でございます。その後三十九年の六月に至りまして伊藤忠商事が辞退いたしましたして、その辞退の理由は、竹原側と業務運営上意見が相違した、それでこの際辞退をした、こういうことで大蔵大臣あてにそういう承認を願ひ出しまして、伊藤忠はそこでドロップしたわけでございます。そしてそのあとを北川美子さんという、これは個人の方でございまして、肩がわりをされまして引き受けられた、こういうふうに関しております。

○吉村委員 社会労働委員会です。実は労使問題を中心に議論をしていくつもりでございまして、いろいろな背景となつていまして、この問題を解明していかないと、根本的に労使の問題の解決にならない、こういうふうな思いをいたしましたので、それぞれ関係各省から概要を聞いたわけですが、しかし、もう少し聞いてみたいので、これはまずまずわからなくない、先ほど通産省のほうからのお話によりますけれども、日本の企業あるいは資本の海外進出については、国際信用を傷つけないように十分慎重な配慮の上で認可をする、これは当然なことでございますというお話がありました。この中で最も重要なファクターとなるものは、やはりその企業の資本あるいはその信用性、こういうものだろうと思つております。そこで、伊藤忠商事が申請當時に資本も出すということでこれに参画をしておいた。この伊藤忠商事が参画をしておいたということが、三十九年の認可の際にあつたとき大きな役割を果たした、こういうふうな常識的にしろうととしては考えざるを得ないのでありま

す。あるいはいま一つの理由としましては、先ほど通産省の説明によりますと、造船企業で海外進出をしようとするのは石川島播磨重工だけ、あと技術提携については三菱重工がある、こういう状況です。石川島播磨重工の資本力なり信用力なりというものは、比較にも何にもならないだろうと思つております。全く小資本が海外進出をしたという意味では、異例に属するのじゃないかと私は思つております。それを政府が認可した背景というものは、最も重要な役割を果たしたものは、やはり伊藤忠商事が参画をしようとする、私にはしろうと流に考えるのです。これは、一体私の考えておるようなこと、すなわち伊藤忠商事の参加というものが、認可にあつた、あなたの方の判断、政府の判断に対して大きく作用したものであつたか、ひとつお聞かせを願ひたいと思つております。

○今村(参)政府委員 伊藤忠商事が参画をしようとしたという事実は、確かに、この種の海外事業を計画いたします際に、海外に明るい総合商社が一枚加つておるといふのは非常に有利な条件だということ、間違いないと思つております。ただ、その場合におきまして、伊藤忠の比率と申しますか、全体を一〇といたしましてそのうちの二割を占めますが、やはりこの海外企業進出の最も大きなメリットと申しますか、そういうものは、巨大な造船所を大会社が海外で経営をする、そういうものほかに、中小企業的な造船所が、現地の実情に合うような沿岸航行の小型船舶をつくつてやるということがまた独特の行き方でございます。そういう意味では、やはり竹原造船所の持つておるところの技術なり経験なり、そういうものが基本になつて、この許可は行なわれたものだとはいふに考へるわけでありませぬ。

○吉村委員 大体通産省の考え方、あるいは運輸省の考え方はわかりました。

それで、労働大臣にお尋ねをしたいと思いますけれども、この竹原造船所というものは、昭和三十四

年当時、説明によりますと約三百名からの労働者をかかえた、造船中小企業としては相当優秀な企業であつた。その後現在に至つて、ブルネイに相当の人員を派遣をしていられるといひながら、現在は三十九名の小規模の事業場になつてしまつた、こういう状態です。しかもこの間、労働組合は第一組合、第二組合に分かれて、第二組合に所属しておる方々は、ブルネイのほうに、全部と言つてもいくらかは転出をして行つておる、こういう状況になつておる。残された竹原造船所の現在の就労の状況は、先ほど労政局長の説明のとおり、実際に仕事らしい仕事はしないで、草取りなどをやつておる。賃金の不払い、相当な額に達している、こういう状態です。こういう状態で、日本の国内の企業が海外に進出をしていくことは、通産省それ自体としては望ましいことであつて、竹原造船所の技術水準あるいは経験、あるいは資本力、信用度、こういうものから見て海外進出はなし得るものというところで認可をした。伊藤忠商事のことは、その重要な役割を果たしたか、これはどうもいふことができません。ところが、残されたこちらのほうの造船所の状態というものは、これは何もやらないといふことになつた。造船事業の許可を得ながら、その仕事に携わらない労働者は放置されたままになつて賃金不払い、あるいはその他団体交渉をしようといつても、会社のほうでは責任者がいないといふようなことで、団体交渉も満足に行なわれない、こういう状態なんですけれども、これは私はあまり数のない問題だとは思つておる。数少ない問題だとは思つておる。日本のこの産業が、日本の資本というものが海外に向けて、東南アジアに向けて進出をしていかなければならないといふことは、国の方針として、技術協力とかあるいは技術援助とか、そういうことでむしろ政府が積極的に進める、そういう一環としてこの事例が生まれてきている。それはそれでいいかもしれぬけれども、残されたほうは一体どうなるのか、こういうことを労働者の立場

に立って考えてみますならば、将来は全く何の保障もないままで、そして賃金は不払いになる、いつどうなるのかわからない、こういう状態に放置されたままだ。この実情について労働大臣は一体どう考えられますか。

○小平国務大臣 たいへんむずかしい問題で、いま竹原造船所の竹原にある工場の状況なり、あるいはブルネイ国に進出した造船所の現状なり、大體私もいま初めて知ったようなわけでございますので、結果的には先生が御指摘のように、ブルネイに進出をしたその結果、竹原にある造船所のほうが置いてきぼりを食ったといったようなふに思われると思いますが、しかし、また、これも私の推測でどうもはなはだ恐縮ですが、こちらの竹原のほうは、要するに国内にあるものはどうなってもいいという考えで、ブルネイに進出したとはどうも常識的には私には考えられないのです。

はいやしくも企業家という立場ならば、私は、おそらく国内、竹原にある造船所あるいはブルネイに進出した造船所も、どちらも成功させようという気持ちでやっただけではなからうかと、推測でございしますが、そう思われるのであります。ただ、先ほど運輸省の方からも御説明がありましたように、この種の小型の鋼船の製造というものが国内において相当衰微してきたというか、そういう関係で、あるいはその苦境を脱するために海外進出をはかったのかも考えられますが、どうもその辺の事情が私にもよくわかりませんが、これがこういうことをしてはなはだけしからぬじゃないか、本来の工場をこういう状態にして海外に出ていったのはけしからぬじゃないか、それをどう思うか、こうお尋ねを受けましたも、実際私どもも、率直に申し上げまして申し上げようがございませぬ。私は、とてもその間の事情等もよく存じませぬから……。

○吉村委員 大臣、私は冒頭に申し上げましたように、議事を促進するつもりで実は非常にはしょって言っているのです。大臣も事情を知らないと思ふから関係の当局のほうに私が質問をして、そ

うして事態を明らかにして、大臣に認識を促した上で大臣の見解を聞いたはずで、だから、その事情を知らないと言われましても、いまそれぞれ運輸省なりあるいは通産省なり、あなたのところの労働局長なり基準局長なりからの答弁は、ずっとあなたも聞いておいたはずだ。だとするならば、現在の状態がどうなっているかということを知らないという話はないでしょう。そういう無責任な答弁では私は納得できない。だから、議事を促進するつもりで、私はそういうような順序に運んだつもりです。たとえば労働局長が明らかにしたことは、賃金の未払いの問題がある、団体交渉については、団体交渉は完全に行なわれていない、あるいはまた、ブルネイの経営状態とこちらをどうするかという労働者としての当然の疑問に対して答弁もしない、こういう労働関係だということとはもう明瞭になっているわけですよ。

明瞭になっているものに対して、労働大臣あなたはどう考えるのかというのに、実情を知らないというふうな言われたのでは、何のために質問することになりますか。

○前田委員 委員長、関連してちょっと。実は竹原というのは、なくなられた池田総理の出生地なんです。それで私も近いところで、大體事情は知っておるわけです。しかもいま吉村委員が言われたような事情に加えて、伊藤忠というものが竹原造船船を利用したのか、竹原造船が伊藤忠という看板を一部——全部じゃない一部利用して売り込んだのか、そういう点はいろいろ想像ができると思うのです。しかも通産省がしっかり考えてもらわなければならぬのは、三十八年ごろには、すでに竹原造船は脱税において相当な金額にのぼっておいた。今日でも国税の脱税というか、税金の滞っておるものが一億四千万円、それから県税が大体五千万円、市税が八百万円、こういうものがあつたら、これはちつとも調査をせずにおいて、この会社の海外進出に軽率な認可を与えたところだ、結局は労働者に現にしろ寄せられておる実情があるわけなんです。税金がどうなっている

か、そういうことははっきりわかかっておりますか。しかも吉村委員が言われたように、それからすでに運輸省船舶局長が言われたように、海外進出なんというものは、二億や三億円の金をよろしくつくるなんというふうな資本家にまかせるべきものじゃないことは、わかり切った話なんです。そういうことは、いままで日本にはないじゃないですか。そういうことをやすやすやったその裏に何が隠れているか。だれがひそんでおるか、こういうこととさえ、竹原地方ではいふんうがったらわさるされておりますよ。中には、これはもうそだと思ひますから名前を言いませんが、かつて国会にも議席を置き、大臣にも名前を連れたような、これは池田さんとは違ふのですよ、そういうふうな人が、伊藤忠との関係がどうしたというふうなうわささ立っておる。これは、私は事実を知りませんが、そういうふうなことはちつとも調査をせず、よくよくブルネイ丸というものの、つまり金の問題ではなしに、これに現物出資等を加えての出資などというふうなことで、よくよく企業をやっておるような形なんです。ところが、向こうへ行ってみますと、なかなかそう簡単にはいかないのです。いかにいかに、結局は地元竹原造船といふものを全部犠牲にして、目ぼしいやつは向こうへ引っぱっていくというふうなことでやっておるのが、今日の実情なんです。したがって、現在、竹原造船の姉妹会社ともいふべき会社もございませぬ。ございませぬが、そこでは造船をどんどんやっておるのです。ただ、竹原造船という現在の竹原工場だけは、仕事をとらうなんといふことはちつともしてない。したがって、賃金が払われぬようにになると、工場の中にあるスクラップを売るといふにこれを整理してくれと言つて、賃金ほしさに——労働者は、自分の仕事、自分の造船事業なら技術的にもかかなりなものがあるけれども、スクラップの整理なんといふものは、これは人足がするものだからやりたくないのだけれども、しかたなしにやっておる。さてやっつて、大體賃金に見合ふ額に達したと思ひますと、裁判所から来て

差し押えを一部して、そうしてたとえば三万円もらわなければならぬ者は、一万円はごっそり持っていられるという実情、現実に言われているのですよ。そういうことについて、通産省は認可のときに——通産省だけじゃないと思う、これは大蔵省にも運輸省にも責任があると思うのですが、ほんとうにだれを信用して、こういうことを間違いないという計算まで立ててやったのかどうか、そういうことをはっきりしてもらいたいと思う。

そうして労働大臣は、こういうふうな状況のないう実情が大体おわかりになったらうと思うのですが、これをどうお考えになるかというのを吉村君が聞いておるのですから、その点を明確に御答弁を願ひたいと思ふ。

○小平国務大臣 先ほど来の質疑応答を通じまして、どういふ手続を経てこのブルネイの造船所ができたのか、あるいはその状況がどういふ状況か、あるいは竹原にある造船所がどういふ状況になっているのかというふうなことは、もちろん私は大體承知をいたしました。いたしたのです。が、こういう事態になったことは、結局こちらを置いてきぼりにして海外進出というものをあえてはかった、こういうことはけしからぬじゃないかといふ御趣旨に先生の御質問を承りましたから、これはなるほど形式的な経過といふものは承知しました、現状も承知しました、しかし、一体どういふ考えに立ってこういう計画をしたのか、その辺のところは、別段私は説明は詳しくなかつたと思つておるのです。ですから、そこをわからず、どうもこういう事態になったのはけしからぬ、現状はまさにけしからぬであらうし、労働者にとっては非常に困ることであることとは言うまでもございませぬし、特に労働者の話し合いをしようと言つても話し合いにも応ぜぬといふことであるならば、これが不当であることは申し上げるまでもない。そういう意味での現状で、労使の話し合いにも応ぜぬとか、あるいはとどき遅配なり欠配なりがあるという事態がどうかという御趣旨ならば、これはもう会社側と申し

合ふ額に達したと思ひますと、裁判所から来て

ますか、使用者がもっと誠意を持って、労働者側と善後処置について当然団交等を通じて話し合つて処置をすべきものだ、かように思っています。

ただ、念のために申し上げますが、先ほど労政局長から遅配の關係の話がちょっとありましたが、基準局の系統での調べですと、若干の遅配はありました。過去三回ほど遅配あるいは欠配というのがあったようです。四十年十月分、四十一年三月分、四十一年四月分、それぞれあったようでございますが、これらは申告がございまして、その後監督署のほうで監督いたしました結果、それぞれその支払いが済んでおる。たとえば本年の四月分につきましては、三十六名につきまして総額七十八万四千八百四十二円のうち三十八万六千七百八十円を四月末に支払ったが、あとの残額の三十九万八千七百七十二円は、今月の二日、すなわち五月二日に支払いを完了した、こういうことになっておりまして、このとおり間違いはないだろうと思っております。なるほどおかれてはおりますが、賃金の支払いは一応済んでおる。それをどこから抽出したかは、いま別途お話がございましたから、どこから資金をつくったか存じませんが、これからすれば、今日現在においては、おそらく賃金の不払いという問題は一応解決している、そうであろうと私は信じておるわけでございます。

○吉村委員 大臣、私は、いまのような答弁ならば、何も先ほど大きな声を出す必要はなかったのです。大体のところ全部説明をしていただいて、現在ブルネイに相当仲間が行つてしまつておる、だからこちらの設備は向こうに持ち出されていく、草取りを毎日させられる、そして今後の経営は一体どうなるのかという心配を当然労働者としては持つておる、それについての説明を求めたもさっぱり要領を得ない、いわば逃げ回つて団体交渉にも応じない、こういう状態なんだから、かという質問をしたわけです。ところが、あなたのはうではそういうことはわかりませんかと言ふから、そんなわからないのでは質問しても始まらぬ

と思つて、しかも便宜を計らつてわかるように質問をしたつもりなのにわからないと言ふから、それではどうにもならぬということになる。それで、それはいいです。

いまの賃金不払いの問題については、私が調査をしたものといま大臣が答弁した内容とは、だいぶ違つております。だいぶ違つておるといふのは、これもどのくらい信憑度があるのかわかりませんが、実はこれは運輸省のほうで調べてもらったものによりますと、一月分は半額未払い、二月分半額未払い、三月分半額未払い、四月分半額未払い、こういうことになっておりました。なお、賃金については毎月遅配、欠配ということで、四月分についてはスクラップを処分して残額の一部に充当している、こういうことでございますが、もとよりこのことを、私が絶対にこれが正しいといふふうに申し上げるのではありません。その監督官庁は労働省のほうでございまして、いまの答弁は、大臣の答弁でございまして責任の持てるものといふふうに私は了解いたします。したがつて、賃金の不払いは、今日までのところ五月二日に全部解消した、こういうことに確認をしてよろしいと思ひますけれども、もしこれが事実でなかつたら私は将来追及します。現在のところ大臣の答弁というものを、これからも実情を調べてみなければならぬと思ひますけれども、そうすると、賃金不払いは今日ではないということとですね、責任を持つて言つてください。

○村上(茂)政府委員 大臣が申し上げましたのは、四月分の例をとりますと、三十六名については総額七十八万四千八百四十二円、これを支払い日のその月の末に支払つたのが三十八万六千七百七十円……。

○吉村委員 めんどくさいものは要らないから、いままでも遅配があつたかどうか言つてくださる、時間がかかつてしょうがない。

○村上(茂)政府委員 それで、過去にわたつての賃金不払いの金額は、トータルは出しておりません。そこで、いままでもと全体について全然ない

が、これは手元に資料がございません。少なくとも大臣が申し上げたように、十月分、三月分、四月分といったような申告を受けまして、遅払い額というものは全部支払ひました、こういうことでは、

○吉村委員 大臣の答弁は、私の調べたものと少しく違ふようだから、最終的に確認をしておかないと、また議論の種になると思つて言つておるわけです。大臣が先ほど答弁したのは、少なくとも今日の段階において、五月二日に遅配は全部解決しました、こういう答弁をいたしましたから、それに間違いがないかどうかという質問をすれば、今度は、基準局長がまたそれと違つた内容の答弁をする。それなら、もつとはっきりしていただきたい。政府の考え方、実情をはつきりしていただきたい。

○小平國務大臣 私が先ほどこの手元にある報告書に基づいて、四十年十月分とか四十一年三月分とか四十一年度の四月分とか、これらについて、支払ひ日は毎月末になっておりましたから、それまでにときに欠配もありましたが、その報告によりましてとそれそれ支払いが済んでおる、最終の四月分も、今月の二日ではございまして、支払いを完了した、こういうことになっておりますから、この報告書どおりであるものと私は今日では信じております。もしこの調査が間違つておるならば、これは私の労働省の系統で調べたことですから、その節はまたおわびをしなくちゃなりません、この報告書は私は一応信頼せざるを得ないです。

○前田(榮)委員 関連。それは、私は五月一日に竹原へ行って事情を聞いて、その一日のときに、まだ四月に全部納まつておりません。けれども、これは中央の問題になるおそれがあるということである、この報告は何日の報告か知りませんが、急にあつて、その報告は後にも後にも払つたのだと思ふけれども、おそらくそれよりも後に払つたのだと思ふ。だから、中央でしっかりしないと払わぬようになりますか。それだけよく考えてください。

○吉村委員 大体もつと出先の労働省の、これは監督署ですか基準局ですか、基準局があるのかどうか知りませんが、そのほうで、もう少しこういう実情を掌握されて積極的に解決に当たる、こういう姿勢、そういう本省からの指導というものをしないと、国会で問題になりますよというふうなことで初めて納めるような形はいいものではないのですから、この点は、いまの状態のままで大臣の答弁を信用していく以外に私としても方法がないわけです。こういった問題は、国会等で取り上げる以前に実は解決をせよとわなければいけない、こういうふうには思ひますので、これはひとつ現地のほうを、こぼばかりじゃないと思ひますから、よく指導してもらいたいと思ひます。

それで、なお先ほど前田委員のほうからお話がありましたけれども、きょうは、私は大体労使關係の問題を重点にしたい、こう思つておるけれども、非常に不明朗な問題があるやに考えられるのです。もとよりこれは真実はわかりませんが、わかりませんが、中小の造船企業で、しかも昭和三十四年当時では三百名くらいの従業員をかかえた企業であつたそうですが、だんだんとそれがうまくなつてきて、それで三十八年ころにはたいした企業成績でもなかつた。そういう企業が合併会社を組織し、設置をすることに對して、通産省、運輸省、大蔵省、すいぶん慎重にやつたそうなんですけれども、これは認可を与えて、先ほどの話によると、開店休業の状態でございます、こういうことになりました。これは、それ自体は労働省の問題ではないと思ひます。しかし、國務大臣としては、この点をこの機会に実情を知つたわけですから、これは今後十分監視をせよとわなければいけない、今後のあり方等についても十分配慮をせよとわなければいけないだろうと思ひます。特に労働問題として申し上げますならば、このブルネイという国にこの事業場から十何名かの労働者が行つておる、こういうことでございます。この労働者が、もし不幸にして労働災害等

あった場合にはどうなるのかということになれば、これは現在の国際労働機構のあり方等からすれば、向こうの国の法律、規定に従わざるを得ないということになるだろうと思うのです。プルネイという国は、まさに珍しい人口十万という国だそうでございますから、どういふ社会保障の制度があるかわかりません。わかりませんけれども、おそろしく完備されたものを持っているというふうには考えられない。特に日本の対外進出をしていこうとするところの東南アジア諸国は、いわば未開閉国ですから、そうしますと、ここにも企業の進出と同時に、技能労働者もこれから相当多く行くという事態が予測されるわけですね。こういう事態が起ったことに対する補償というものは、その国の法律の適用を受けるということになるわけですから、それらの国々は、社会保険あるいは社会保障のそういう制度というものが確立されているということは、とうてい予測するわけにはいかないのです。ですから、国としてそういう政策を進めるにあたっては、国民の生命、財産、健康、こういうものを保持するという、そういう政府の責任上から見ても、民間の企業といえどもこの安全と健康というものを十分考えながらやっていくような具体的な方策は、これは労働省ばかりではないのですけれども、政府全体としてもっと総合的な見地から確立をする必要があるだろう、こういうふうに私は考えておるわけですね。したがってこの点については、これはきょう出席の通産あるいは運輸、労働というだけの問題ではありません。外務省その他全部あると思えますけれども、政府全体として、東南アジア貿易とか東南アジアの技術協力とか資本進出とか、こういうことをやろうとするのですから、当然予測される問題については、ひとつ万遺憾なきを期するような対策を確立する必要がある、こういうふうにお思いますので、この点も強く要請をしておきたいと思ふのです。

それから、この機会ですから申し上げますと、

私は、海外の日本の信用を失墜しないために配慮をしておかなければならないと思ふことは、たとえば造船事業というところが一番問題になる。その安全な航行ということが一番問題になる。そうしますと、当然にそこに働く労働者の技能水準というものが問題にならざるを得ないと思ふのです。単にだれでもいいというふうな、そういう仕事ではないはずなんです。溶接もあるでしょう、あるいはその他の特殊な技能を要する、そういう仕事であると思ふます。造船の場合について言えば、そういうことが予測されます。その他の事業の場合にも、それぞれ必要な技能水準、相当高度な経験というものが要請をされる、こういうふうになるだろうと思ふますから、単に何かで行っているからいいというふうな、そういうことだけで海外進出をしていくということになれば、いままでないからいいというふうなもの、もし日本の企業でつくった船が何かの事故を起こしたということになれば、これはそれこそ海外信用を失墜するという点にもなりかねない。ですから、そういう点についても、やはり労働者としても技能労働者の派遣等については十分重視して、目を光らしていくということが国家的な見地から必要ではないか、こう思ふます。

最後にお尋ねをしておきたいことは、そういうことで、実は日本にあるところの竹原造船所というものは、まさに造船事業を放棄したような形のままになっている。この事業の認可を与えたいは、これは運輸省だということになります。造船事業として認可を与えていたものが、造船事業をやらないという状態が何日か続いて、これからも続く可能性が高い、こういうふうな状態になった場合に、監督官庁としてはこの点は一体どうなされるかというのか、これをひとつ運輸省のほうから明らかにしてもらいたいと思ふ。

○芥川政府委員 たいだいまおっしゃいました事業認可というものは、運輸省ではやっておりません。造船法によりまして、施設の許可をやっておるわけでございます。したがって、それで施設の許可を受けますと事業者は適宜事業を開始できる、こういう状況でございます。

それから、造船事業をやらない場合につきましては、申し上げますと、竹原造船所におきましては、要するに注文がとれないから造船事業がやれないかと思ふ次第でございます。御承知のように、ただいまのような内航船の注文が特に減っております場合には、その会社に若干何か欠点がございますと、なかなか受注ができないのが実情ではないかというふうに私も私どもは考えておるわけでございます。

それから、事業をやめました場合には、二カ月以内に造船法による届け出をすれば足りる、そういうことになっておりますので、あくまでも事業者の自由意思にまかせて事業の廃止を認めておるというふうになっております。

○吉村委員 それは造船事業の認可を与えているのではないけれども、施設についての、これでいいという認可は与えているわけでしょう。そうならば、当然この竹原造船所は、先ほどの例から見ますと、施設の監督権というものはあなたの方であって、そして造船事業をやる施設としてこれが妥当だということで認められた企業、こういうふうになってくると思ふますから、実質的には、私はこの場合について言うならば、認可を与えていっているのは運輸省のほうだ、こういうふうに見ていいのではないかと思ふのです。

そこで、私がこのことを申し上げますのは、竹原造船所という国内におけるところの企業を通じて、いろいろな資材や何かを購入していると思ふのです。しかし、おそろしく、こちらでやらないうとすれば、その購入された資材は、トンネル式で全部プルネイのほうに行っているというふうに見て見れない節はない、そこには従業員が放置されたままで、一体将来どうなるのかわからないという状態になっている。運輸省としては、造船事業の健全な経営の維持発展、こういうものを願ってそれをやっただけならばならない監督官庁の

は、

はずだと思ふのです。いまの状態は、そのあなた方のほうの任務からするならば、はずれた状態にあるといわなければならぬ。海外にあるところのプルネイのその合併会社については、これは海外ですら運輸省の監督権は及ばないということになるかもしれないけれども、国内にある造船所については、あなたのほうの監督権が及ばないとは言えないはずだ。ですから、そこでどういふ方法をとっているのか私にはわかりませんが、こちらに造船所が残っている以上は、資材や何かを購入されて、そのまま向こうに行っているというふうなことだということはないと思ふのです。そうしてこちらで全然造船企業としてやっという話はないと思ふのです。ですから、このことについても、十分監督官庁として行政指導なりあるいは監督というものを強化していただかなければならぬ、こう思ふのです。

それから労働者としまして、先ほど申し上げたような事情でございますから、数は少ないですが、けれども国策全般に関係する問題だというふうに私は冒頭に言っておきました。いま当面の該当している労働者の数は少ない。少ないけれども、草むしりをさせられたり、スクラップを集めさせられたり、給料が払えないからスクラップを売って賃金を払ったり、こういう状態のままで一体あすどうなるのか、将来どうなるのかわからない、団体交渉も満足にできない、こういう状態のままに放置されている。これを労働者としてそのままだがしてはならぬだろうと思ふます。ですから、事はここまですべて明らかになつたわけですから、運輸省のほうと労働省のほうで十分に実態を掌握された上で、労働者がほんとうに不安なく毎日の仕事に携わることができるよう、具体的な措置を早急にとってもらわなければいけないと思ふのです。それを早急にやっただけだと思ふます。すけれども、やっただけで済みますか。

○三治政府委員 先ほど冒頭にちよっとお断わりしましたように、大体きょうの運輸省その他関係

は、

官庁のほうからの御説明で十分私のほうも事情がわかりましたので、県当局に申しつけまして、会社としてその不安な従業員に対してどういう見通しかということぐらひは早くきめて、会社従業員に対する安心感と申しますか、あるいはその従業員に対する処置というものを、はっきり態度をとらせるように県当局に指示してみたいと思ひます。

○吉村委員 これはぜひ早急にその作業を進めていたでいて、その結果あるいは経緯等については報告をしてもらいたいと思ひます。

それからこの合弁会社の認可の経緯、今日の状況、こういうことについては非常に問題がふくそうしていると思ひます。私の調査も不十分なので、しかもきょうは社会労働委員会ですから、そちらのほうにはあまり重点を置かないようにしたのですけれども、どうも聞けば聞くほどに背景が複雑なように考えられます。ですから、いづれ機会を改めてこの竹原の造船所の問題等については質問をしていきたいと思ひますので、その点についての質問は留保して、一応きょうの私の質問を終わることとします。

○前田(榮)委員 関連。もう時間が押し迫ったので、質問は私も保留いたします。そこで通産省に頼んでおきますが、認可後にブルネイの造船所のほうへ、機械、それから資材等について日本から言々と輸出するわけなんですが、輸出許可をしたものの月日と量、今日までどうなっておるか、これをひとつお知らせを願ひたいと思ひます。いろいろ私のほうでも現地の調査をしつゝありますから、あらためて御質問することいたします。

○蔵内委員長代理 次会は明十一日午前十一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十九分散会

昭和四十一年五月十七日印刷

昭和四十一年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局